

高知県立高知城歴史博物館

年 報

第10号

令和7年度

目 次

はじめに	3
第1章 高知城歴史博物館について	
1 沿革	4
2 高知城歴史博物館の使命	4
3 管理と運営	5
(1) 施設概要	5
(2) 運営協議会	8
(3) 組織と職員	9
(4) 利用案内	10
(5) 観覧者数	10
(6) 貸会場	10
第2章 高知城歴史博物館事業	
1 収集保存	11
(1) 山内家資料	11
(2) 収蔵資料	12
(3) 保存・管理	12
2 調査研究	13
(1) 調査	13
(2) 研究	13
3 公開	14
(1) 閲覧室	14
(2) 資料等貸出・公開	14
4 展示	15
(1) 総合展示	15
(2) 企画展	15
(3) ハンズオン・体験コーナー	21
(4) 展示解説	22
(5) 共催展示	22
5 教育普及	23
(1) 生涯学習	23
(2) 学校教育との連携	27
6 地域連携	30
(1) 地域活動への協力	30
(2) 地域資料の調査	31
(3) 地域研究	33
(4) 地域歴史文化の紹介	34
(5) 高知市中心商店街との連携・協力	36
(6) 高知県歴史文化情報の発信・紹介	37
(7) 地域連携事業の普及・広報	38
7 市町村文化施設連携	38
(1) 市町村文化施設の諸活動に対する支援・協力	38
(2) 市町村文化施設で活用できる専門情報の集約・提供	39
(3) 資料情報の共有化と公開	39
(4) 地域の文化施設活動に関わる人材の育成	39
(5) こうちミュージアムネットワークの事務局担当	40

8	広報	40
	(1) 広報	40
	(2) 宣伝・広告	42
	(3) 誘客の取組	42
	(4) 広報イベントの開催	43
9	文化施設連携	49
	(1) こうちミュージアムネットワーク	49
	(2) 土佐藩・土居関係機関連携協議会	49
	(3) 高知お城下文化施設の会	49
第3章 土佐山内記念財団について		
1	管理と運営	50
	(1) 理事会・評議員会	50
2	財団自主事業	50
	(1) 土佐藩主山内家墓所管理事業	50
	(2) 山内基金	51
	(3) 地域の課題解決支援事業	51
	(4) 定福寺所蔵古文書資料調査事業	51
	(5) 高知城関係史料調査委託事業	51
資料1	高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例	52
資料2	高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則	57

はじめに

当館が、日本博物館協会から第7回日本博物館協会賞の内定連絡を受けたのは、昨年度末のことでした（受賞通知書は4月1日付）。

平成29（2017）年3月の開館以来、これまでも当館は、BCS賞、照明学会賞、日本漆喰協会作品賞など、建築関係で様々な賞をいただけてきました。更に、建築の意匠や機能に加え、それを活かした活動が公共性を証しているとの理由で受賞した公共建築賞については、昨年の年報で紹介しました。

今回いただいたこの賞は、同協会の創立30年を機に設けられ、「日本の博物館の振興に大きく貢献し、他の博物館の模範となる顕著な成果を挙げていると認められる国内施設」を顕彰するもので、受賞通知書に記された受賞理由は、次のようなものです。

「高知県立高知城歴史博物館は旧土佐藩主山内家から県に移管された約7万点の資料群を扱う博物館であるが、一方で高知県の地域博物館としての役割をもち、それを担うセクションとして2021年から「地域企画課」を設け、地域連携や市町村文化施設支援に特化した事業を展開している。高知県は県内全域で過疎化が進み、「限界集落」という概念も高知県で生まれるなど、深刻な社会問題になっていることが事業の背景になっている。高知県内の市町村文化施設には、膨大な資料が蓄積されているにも関わらず人材・予算などが不足し手が付けられないケースが多く、そこに対して「歴史資料保存相談窓口」を常時設け専門員を紹介するほか、資料調査やデータ化の基礎作業に協力をし、「地域記録集土佐の村々」（第1号～4号）など成果を目録・データベース化し公開も進めている。また「地域学芸員」養成講座を実施し、地域での人材育成にも力を入れている。詳細は「地域企画室だより」として、その活動が随時報告されている。地域と関わる活動について渡部淳館長は、「長い時間をかけてできた地域の人々との信頼関係は、いずれ大きな連携と連鎖を生む」と展望を述べている。県立の博物館の大きな存在意義の一つに、県内各地の基礎自治体の資料保存と継承に対する協力支援と公開がある。現地の知恵に学びながらその他の多様な資源を掘り起こしていくことが、地域の抱える現代的課題と向き合っていく上での第一歩になる。国内に例を見ない平常時の資料レスキュー活動は特筆すべきで、まさに「県立施設に相応しい活動」を地道に実践している博物館として高く評価できる。」

デザイン性が高く、県産材や伝統技術をふんだんに取り入れた建物が、先ず認められ、5年の活動を経て、その公共性が注目され、更に今回は、変容する博物館行政の中、当館が力を入れてきた地域連携が高く評価された訳です。これからも、①資料保存、②調査研究、③展示公開、④教育普及、⑤地域連携といった、当館に課された使命をバランスよく展開し、大きく変わりつつある文化をとりまく環境や博物館に求められる機能を見極めながら、県立施設としての社会的責任のあり方を考え続けたいと思います。

ところで、高知県では昨年度から県立文化施設のあり方について、大きな改革が始まりました。県立施設の運営には指定管理者制度を導入していますが、これまで直指定であった管理者選定に、一定基準を設けて公募制を採用するというものです。各施設は、成り立ちや活動の方針など、一律では整理できない事情があるため、今後順次調整しながら変化していくことになると思いますが、当館の場合、保存・調査・研究・教育普及・地域連携など、山内家資料の保存管理等を行う学芸業務は県直営とした上で、改めて当財団（公益財団法人土佐山内記念財団・本紙P.50参照）に業務委託がされました。一方、広報・受付など施設の管理運営業務は公募対象となりましたが、幸い当財団が指定管理者に選定されましたので、結果、博物館の運営は、これまで通り当財団が一括担当することになりました。このような変革の中、館長は県の文化生活部長が担当することになり、これ迄の館長は専務として現場統括にあたることになりました。県立博物館は、激動の時代に突入した感がありますが、これからも当館は、科学的研究と地域との連携による信頼関係を基軸として、誠実且つ果敢に活動が続けていきたいと考えています。

ここに、令和7年度の活動報告をお届けします。忌憚なきご意見やご批判をお願い申し上げます。

令和8（2026）年8月

高知県立高知城歴史博物館
専務 渡部 淳

第1章 高知城歴史博物館について

1 沿革

高知城歴史博物館の基幹資料は、土佐藩主山内家資料であることに鑑み、同資料の山内家から高知県への移管作業開始からを沿革として記す。

平成6年12月9日	山内家資料の保存に関する基本方針を山内家と高知県で合意
平成7年4月26日	高知法務局へ（財）土佐山内家宝物資料館設立の登記手続終了
平成7年4月28日	高知県教育委員会から（財）土佐山内家宝物資料館設立許可 出捐者及び出捐金 高知県 7千万円 高知市 3千万円 役員 理事 7名 監事 2名 評議員 10名 財団職員 4名
平成7年4月28日	山内家から高知県へ資料の寄託を受ける 寄託資料内容：『土佐藩主山内家歴史資料目録』（高知県教育委員会、平成3年発刊）分 寄託開始：平成7年5月1日
平成7年5月1日	山内神社と資料館の使用貸借契約の締結
平成7年5月1日	高知県から財団へ資料の管理を依頼される。同日開館
平成8年4月1日	松山尅太郎に代わり筒井作郎が館長代行に就任
平成9年4月1日	山田一郎が館長に就任
平成13年4月1日	山本卓に代わり山田一郎が理事長に就任
平成16年7月23日	山内家から高知県へ資料の移管完了
平成17年4月1日	山田一郎に代わり橋井昭六が理事長に就任
平成17年4月1日	山田一郎に代わり渡部淳が館長に就任
平成17年4月2日	（財）土佐山内家宝物資料館設立十周年を記念し、式典を開催
平成22年1月26日	展示室改修のため、休館（平成22年9月30日まで）
平成22年4月23日	（財）土佐山内家宝物資料館設立十五周年を記念し、式典を開催
平成24年4月1日	公益財団法人へ移行
平成27年3月31日	高知県立高知城歴史博物館への

平成28年3月31日	資料移動・展示準備のため、土佐山内家宝物資料館での展示終了 高知県立高知城歴史博物館が竣工する
平成28年5月9日	収蔵庫収蔵棚設置工事、および展示工事（展示ケース、展示造作等）がはじまる
平成28年10月3日	旧土佐山内家宝物資料館から高知県立高知城歴史博物館へ山内家資料約6万7千点を含む、全収蔵資料の移送作業がはじまる（～同年、12月2日まで）
平成29年3月3日 令和元年6月28日	高知県立高知城歴史博物館が開館 橋井昭六に代わり田村壮児が理事長に就任
令和3年6月29日	田村壮児に代わり井奥和男が理事長に就任
令和7年4月1日	井奥和男に代わり三浦謙一が理事長に就任 地域企画課を総務課内の地域企画室とし、総務課の課名を総務企画課とする組織再編を実施

2 高知城歴史博物館の使命

1. 山内家資料や地域の歴史資料の保存・継承

大名家資料群である山内家資料の分野は「古文書」「美術工芸」「和書漢籍」「古写真」などに及び、いずれも日本有数の質と量を誇り、学術的、文化的に高い価値を有しています。このような貴重な山内家資料を、国民共有の文化遺産として、確実に後世に継承していきます。

2. 近世・近代史研究の拠点として学術研究を推進

山内家資料は一括した形で収集・保管されている全国的にも稀な事例であり、今後の調査によって新たな歴史的発見につながることが期待されています。山内家資料や高知の歴史・文化資料の調査研究を積極的に推進し、大学などの研究機関との連携によって、全国的な学術史研究の拠点の一つとしての役割を果たします。

3. 展示公開などによる全国発信

山内家資料の魅力を伝える常設展示や企画展示・全国巡回展の開催などによって、高知の歴史や文化への理解を深めます。また、学術研究の結果を、研究紀要や資料目録、展示会図録の発刊、学術会議の開催などをとおして広く県内外に向け発信します。

4. 生涯学習や学校教育の活性化への協力

講座や講演会などの開催によって調査研究の結果を生涯学習に活かし、山内家資料を学習教材に活用することな

どにより学校教育とも連携を深めます。

5. 歴史や文化を活用した地域振興・観光振興への寄与
学術研究や文化活動の活性化に努め、県内の文化施設や地域と柔軟に連携し、地域独自の歴史や文化を活かしたイベントなどの企画に協力することで、まちづくりなど地域振興や観光振興に寄与します。

※「高知県新資料館基本構想」より

3 管理と運営

(1) 施設概要

館名	高知県立高知城歴史博物館
設置者	高知県
指定管理者	(公財) 土佐山内記念財団
開館	平成29年3月3日
所在地	〒780-0842 高知県高知市追手筋2-7-5 Tel: 088-871-1600 Fax: 088-871-1619
主体構造	鉄筋コンクリート造+鉄筋コンクリート造+PCaPC造+一部鉄骨造(中間層免震)
階数	地上3階(建物高20.3m)
設計	日本設計・若竹まちづくり研究所共同企業体 日本設計担当/建築: 松尾和生、鈴木智香子 構造: 清水謙一 設備: 生島宏之、中西剛行
展示	丹青社・高知広告センター資料館実施設計(展示) 委託業務共同企業体 担当/入江泰照、西山健一、奈良渉太郎、川畑祐一郎
施工	建築主体工事 清水・轟・入交特定建設工事共同企業体 担当/小曾昌一、重田忍、磯部裕行、野口誠、伊賀原賢一、渡部祐也、井澤栄司 電気設備工事 大東・四設特定建設工事共同企業体 担当/竹村公児、福井康二 空調設備工事 富士古河E&C・宮崎造工特定建設工事共同企業体 担当/西濱進介、西川良浩 衛生設備工事 昭栄設備工業株式会社 担当/森文男 荷物用・乗用EV設備工事 日本エレベーター製造株式会社 展示工事 株式会社丹青社
敷地面積	3983.34㎡
建築面積	2548.81㎡
延床面積	6220.56㎡(ピロティ等含む)
容積対象	5689.99㎡
延床面積	1階1641.96㎡ 2階2159.04㎡(収蔵庫999.47㎡)

3階1888.99㎡(展示室777.56㎡)

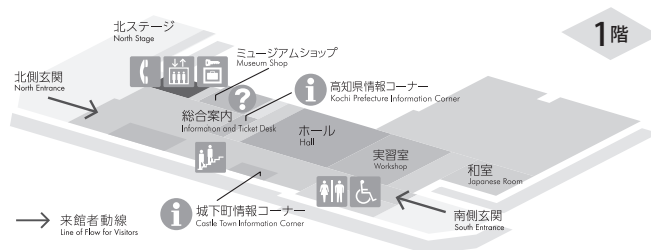
設計期間	建築主体 平成23年3月~平成24年8月 展示 平成24年2月~平成25年3月
施工期間	建築主体 平成26年2月~平成29年4月 展示 平成28年2月~平成29年1月

外観



1階

総合案内と情報コーナー、ミュージアムショップ、様々な講座や体験教室、催しなどを開催するためのホールなどがある



総合案内

展示室（3階）の観覧券販売所。館内利用案内



高知県情報コーナー

高知の文化・観光情報を提供



城下町情報コーナー

城下町としてさかえた高知市中心部の歴史や史跡などを紹介



ホール

各種講座やイベントを開催



実習室

工作教室や料理教室などを行う



和室

お茶会や文化体験、季節の催しなどを行う。庭も併設



ミュージアムショップ

オリジナルグッズ、高知県産品のお土産などを販売している



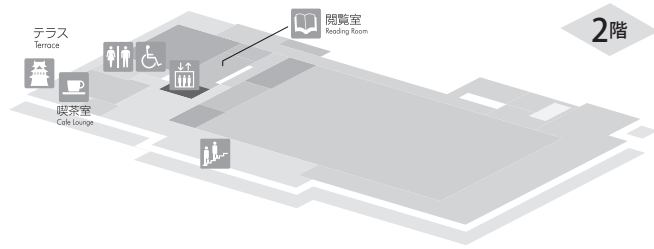
北ステージ

土佐藩時代の大腰掛けをモチーフとした休憩所兼舞台



2階

高知城を眺めながら休憩できる喫茶室、収蔵資料などを閲覧できる閲覧室、資料を安全かつ適切に保管する収蔵庫



収蔵庫

資料を安全かつ適切な環境で保管する



閲覧室

歴史資料（原本・写真帳）の閲覧や参考書の利用ができる研究支援スペース



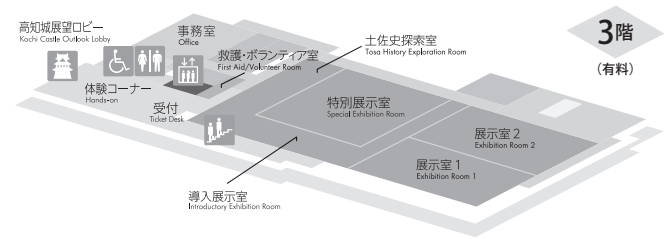
喫茶室

高知城を眺めながら休憩できる喫茶。土佐の食材をいかした軽食や飲みものなどを提供



3階

展示室および、体験コーナーと高知城を一望できる展望ロビー



高知城展望ロビー

高知城と追手門を一望できる展望スペース



体験コーナー

体験用の兜や陣羽織などを身につけられるほか、季節や展示にあわせた様々な体験ができる



導入展示室

土佐の大年表と土佐国の絵地図にかこまれた展示室への入口



総合展示室Ⅰ～土佐藩の歴史～

戦国から江戸時代を中心とした高知の歴史を紹介



総合展示室Ⅱ～江戸時代の美術と文化～

甲冑や刀剣、能面、茶道具などの大名道具、土佐の学者や文人の著作・書画を展示



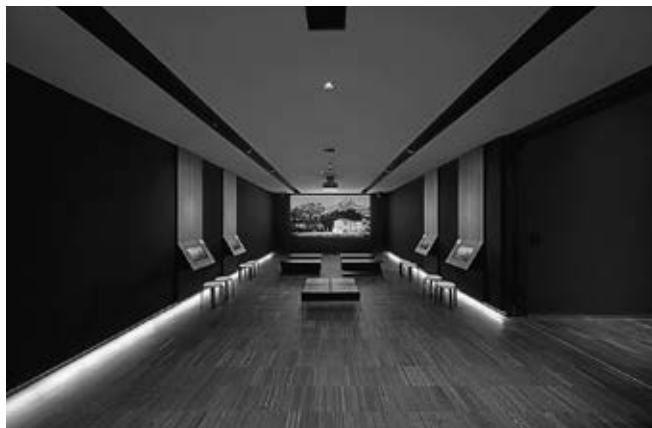
特別展示室

年間を通して、季節やテーマごとに多彩な企画展を開催する



土佐史探索室

高知城や高知の歴史を紹介する映像コーナー



(2) 運営協議会

運営協議会は平成11年に発足し、館の運営に必要な具体的事項を協議している。

●運営委員 6名（令和8年3月31日現在）

木下くみ子	高知S G G 善意通訳クラブ顧問
清原 泰治	周南公立大学人間健康科学部スポーツ健康科学科教授
谷 智子	高知市教育委員
根津 寿夫	徳島市立徳島城博物館 主任指導員
松井 久美	高知新聞社メディア事業局総務紙面編集・デザイン担当
望月 良親	高知大学教育学部准教授

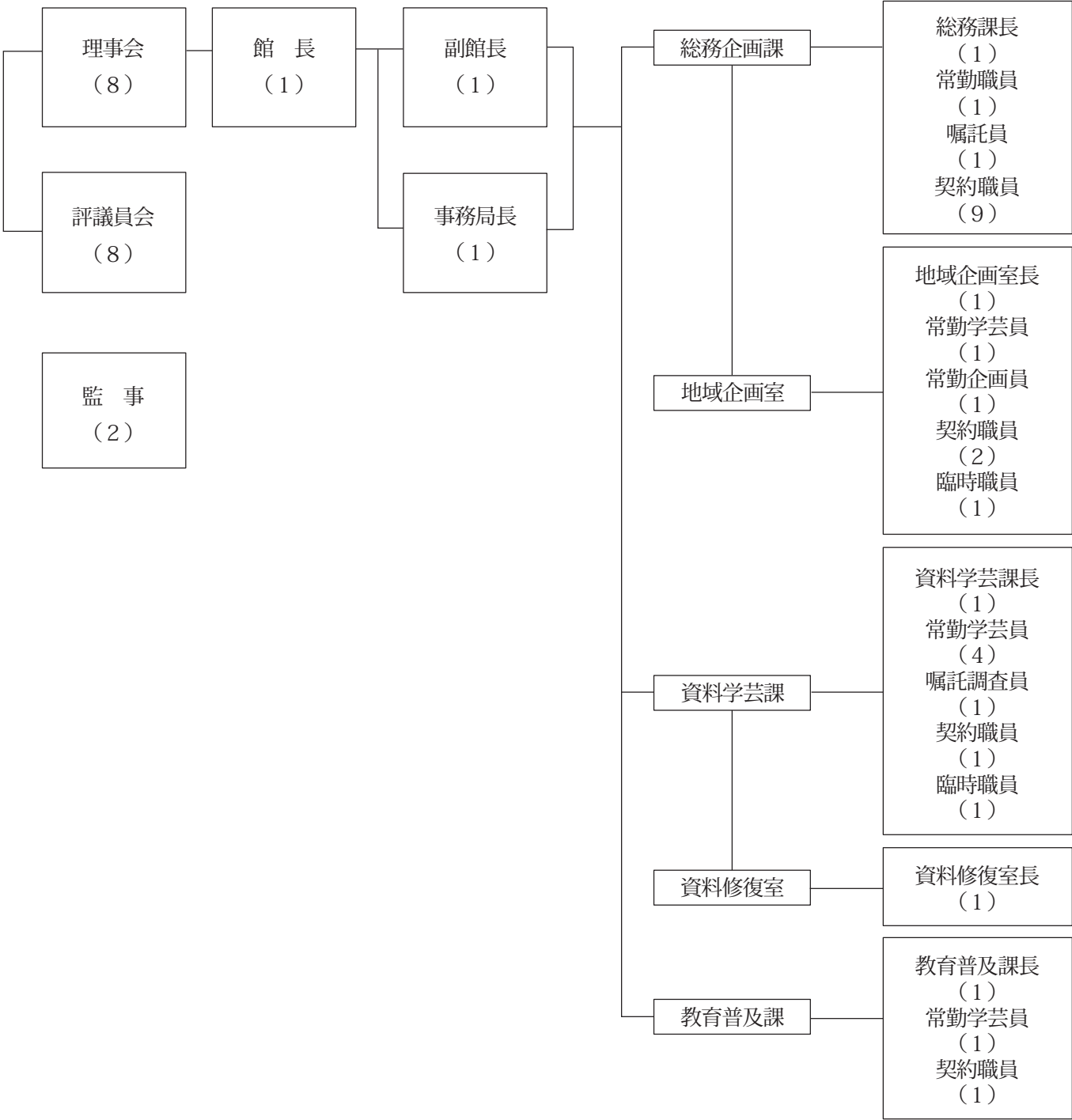
〈運営協議会〉

・令和8年3月17日（火） 午前10時～正午

場所：高知県立高知城歴史博物館 1階 ホール

- 議題 1 令和6年度第1回運営協議会で出された意見や質問に対する対応について
- 2 令和6年度事業の報告について
- 3 令和7年度の館運営の現状と課題について

(3) 組織と職員



館長	渡部 淳	
副館長兼教育普及課長	横山 和弘	
事務局長兼総務企画課長	秋澤 真喜	
主幹	大保 和巳	
嘱託員	中城 沙規	
契約職員	榎本たくみ	
契約職員	橋口 美樹	
契約職員	山崎 朝子	
契約職員	戸田 景子	
契約職員	筒井野理子	
契約職員	永澤 美蘭	～ R 8. 3.31
契約職員	山崎まどか	
契約職員	十亀あゆみ	
契約職員	細川 知美	
地域企画室長	岡本 麻衣	

主任学芸員	片岡 剛	
主任企画員	筒井 聡史	
契約職員	島巻 和加	
契約職員	生松妃佐子	R 7. 4.10～R 8. 3.31
資料学芸課長	藤田 雅子	
資料保存修復室長	田井東浩平	
主任学芸員	尾本 師子	
主任学芸員	高木 翔太	
主任学芸員	丸塚花奈子	
学芸員	水松 啓太	
嘱託調査員	綾部 美輪	
契約職員	多田 知世	
主任学芸員	中屋 真理	
契約職員	吉本 里佳	R 7. 5. 1～
臨時職員		2名

(4) 利用案内

①開館時間

午前9時～午後6時（日曜日は午前8時～午後6時）

※展示室への入室は閉館の30分前まで

②休館日

12月26日～12月31日

③観覧料

●企画展開催期間中

個人……………800円

団体（20名以上）……640円

●その他の期間

個人……………500円

団体（20名以上）……400円

●年間観覧券

2,000円

●高知城とのセット券

当館企画展開催期間中

個人……………1,040円

その他の期間

個人……………800円

・高校生以下の方は無料

・高知県・高知市長寿手帳をお持ちの方は無料

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳所持者と介護者1名は無料

(5) 観覧者数

月	一般	団体	セット券	高校生及び 18歳未満の者	長寿手帳	優待	年間観覧券	計	開館日数
4	705	1,775	1,755	621	282	762	9	5,909	30
5	931	1,536	2,417	616	263	641	7	6,411	31
6	766	1,060	1,701	401	167	354	6	4,455	30
7	877	1,034	1,402	656	206	489	7	4,671	31
8	1,026	1,301	2,204	1,319	256	739	7	6,852	31
9	785	1,233	1,823	313	286	460	5	4,905	30
10	1,138	2,219	2,453	934	289	562	12	7,607	31
11	993	2,647	3,083	668	410	702	9	8,512	30
12	389	1,417	1,612	224	186	320	6	4,154	25
1	533	685	1,282	428	361	318	9	3,616	31
2	450	1,100	2,151	619	374	401	5	5,100	28
3	881	1,705	3,384	550	338	3,284	9	10,151	31
合計	9,474	17,712	25,267	7,349	3,418	9,032	91	72,343	359

※1階、2階の無料フロアを含めた入館者数…183,211人

(6) 貸会場

貸会場	利用者（人）	料金（千円）	利用件数
ホール	4,476	1,112	89
実習室	1,799	145	22
和室	332	116	11
北ステージ	2,007	89	6

第2章 高知城歴史博物館事業

1 収集保存

高知城歴史博物館における主たる諸事業の目的は、旧土佐藩主山内家に伝来した山内家資料をはじめ、近世から近代までに至る高知の歴史文化に関する資料等の保存と活用である。当館の基幹資料である山内家資料は、平成6年に山内家と高知県の合意によって移管がはじまり、現在では約6万7千点の資料全てが高知県の所有となっている。

当館では、これらの貴重な資料を後世に伝えるため、保存活動を最も重視する事業に位置づけ、効果的な保存対策に取り組んでいる。具体的には、保存環境の維持、定期点検、劣化防止策の検討、資料修理の実施などである。平成28年度からは、新館の完成により、高度な収蔵・展示環境のもとで資料の保存が可能になった。

また資料収集においては、山内家資料に限らず、高知県の歴史資料の保存を目的に、収集規定等にもとづいて他家からの寄贈・寄託を受け入れ、必要に応じて購入を行っている。

(1) 山内家資料

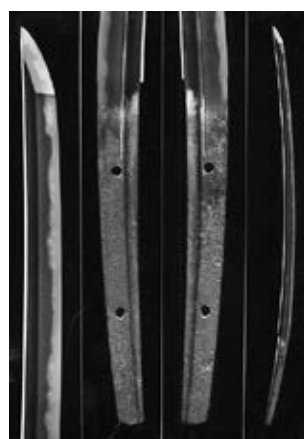
区分	資料群名	点数
山内家資料 (歴史資料)	古文書	30,140
	和書漢籍（山内文庫）	19,960
	図書	1,834
	古写真	10,014
山内家資料 (美術工芸)	書跡	1,340
	絵画	542
	武器武具	1,044
	漆芸品	489
	茶道具	321
	染織品	219
	能面	149
	金属器	72
	陶磁器	53
	諸道具	573
	その他	81
	合計	66,831
		歴史資料 61,948
		美術工芸 4,883



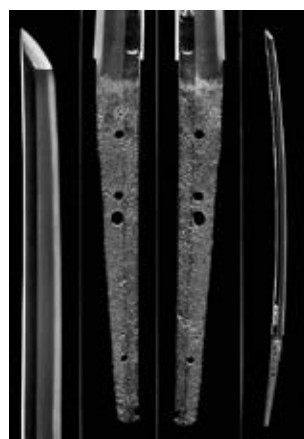
国宝「古今和歌集巻第廿（高野切本）」



重要文化財「長宗我部地検帳」



重要文化財「太刀 銘 備前国長船兼光 文和四年乙未十二月日（号一國兼光）」



重要文化財「太刀 銘 備前国長船兼光 建武三年丙子十二月日（号今村兼光）」

(2) 収集資料 〈資料の寄贈・寄託〉

資料群名	受入年度	受入形態	種別	主な内容	件数
松岡氏寄贈資料	令和7年度	寄贈	絵図	大高坂御本丸等図（高知城絵図）	1
正木家資料	令和7年度	寄贈	刀剣	短刀 銘 則長	1
橋本家資料	令和7年度	寄贈	書跡	七言絶句二首「題漁舟夜帰図・江都仲秋」山内容堂筆、二字書「鷺群」山内豊資筆 など（※寄託から寄贈へ変更）	6
谷脇家資料	令和7年度	寄贈	古文書・ 絵画・ 書跡 他	郷土谷脇家（高岡郡半山郷）に伝来した資料群。土地・砲術・戊辰戦争関連の資料のほか、河田小龍、下元西洲ら書画など美術品を含む（※寄託から寄贈へ変更）	142
喜多村家資料	令和7年度	寄贈	絵画・書跡	最後の町絵師と呼ばれた土佐風職人・喜多村美親氏の作品及び旧蔵資料。土佐風関連の資料などを含む	228
伴氏寄贈資料	令和7年度	寄贈	絵画・書跡・ 武具	迅衝隊大軍監伴正則（権太夫）の家である伴家に伝来した書画および武具類（※令和6年度寄贈分に追加）	32
吉本家資料	令和7年度	寄贈	陶磁器・ 絵画 他	土佐藩の藩窯尾戸焼および能茶山焼とその関連資料のほか、河田小龍ら郷土画家の絵画など	45
植村家資料	令和7年度	寄贈	刀剣	素槍 銘 来久光	1
成岡家資料	令和7年度	寄贈	歴史資料	上町の商家成岡家（永楽屋）に伝来した歴史資料。銭箱・欄間・木箱などの道具類	4
進藤氏寄贈資料	令和7年度	寄贈	漆芸品	丸三柏紋付蒔絵文机	1
中山氏寄贈資料	令和7年度	寄贈	古文書	慶戦記（戊辰戦争関係）	1
岡本氏寄贈資料	令和7年度	寄贈	歴史資料	文政小判、南鐐二朱銀、一朱銀のほか、天保通宝、寛永通宝、渡来銭など	18
松本家資料	令和7年度	寄託	絵画・ 漆芸品 他	下司凍月作「山水図屏風」（六曲一双）、同「狝と美人図屏風」（二曲一隻）、千鳥古代塗重箱 など	10
鈴木氏寄託資料	令和7年度	寄託	古文書	山内豊信年賀状三条実美宛、米利幹船浦賀渡来諸注進	2

令和7年度収蔵資料 総数73,605点（件）（内訳：山内家資料66,831点、寄贈・寄託を含む他家資料6,774点（件））

(3) 保存・管理

① 資料の保存環境管理

■ 温湿度管理

収蔵資料の保存を目的に高い精度の温度・湿度環境を維持するため、当館では、収蔵庫・展示室は24時間空調とし、中央監視盤にて監視を行っている。また展示ケースは、エアタイトケースを採用し、調湿剤による湿度管理を行っている。年間を通じて各箇所に温湿度記録計（データロガー）を設置し、日々温湿度の計測を行うとともに、データの分析に基づいて適宜改善を行った。

■ 空気環境管理

収蔵庫・展示室の清浄な空気環境を維持するため、当館では、空調設備に化学吸着フィルターを設置し、外気、及び循環気に含まれる有害ガスを除去している。また定期的に汚染化学物質の測定を行い、監視を行った。

■ 生物被害管理

収蔵庫、及び1階一時保管庫、燻蒸虫菌害処置室内を対象とし文化財害虫の死滅、カビの防除を目的に忌避処理剤による殺虫・防虫作業を5月に計1回実施した。使用薬剤は、プロフルトリン（エコミューアー FT）を用いた。また調査などのため、新たに搬入した他家資料については、二酸化炭素

処理または低酸素濃度処理（無酸素パックモルデナイベ）にて適宜殺虫作業を行った。その他、収蔵庫・展示室などに定期的にトラップを設置し、害虫の生息、及び侵入状況の調査を行った。

② 資料の保存修理

■ 資料の修理

資料の劣化の進行速度、研究や展示における利活用の頻度などを総合的に判断した上で、緊急を有する資料に対しては、修理を継続的に行っている。令和7年度は、第二期中期計画（令和3年度～令和7年度）に基づいて美術工芸品5件を選定し、修理を実施した。

〈令和7年度修理資料一覧〉

	資料名	（管理番号）
1	絹本着色「富士図・龍田図・芳野図」三幅対	絵画105.1～3
2	槍（奥大和守平朝臣元平）	武器武具/刀剣19
3	槍（土州住吉行）	武器武具/刀剣20
4	槍（山城守藤原國重）	武器武具/刀剣25
5	紗綾形韋包二枚胴具足	武器武具/甲冑具足3

③ 資料保存修理室の運用

「資料保存修理室」は、当館収蔵資料の保存環境に関する分析・研究、及び簡易修理の実務を担うだけでなく、民間、公的機関を問わず高知県内の

資料を対象に保存と修理の相談、支援、及び協力を行う拠点としての役割を担っている。

令和7年度は、昨年度に引き続き「歴史資料保存相談窓口」を開設したほか、収蔵庫、及び展示室の環境調査、新規受入資料等のクリーニングと保存容器への入れ替え作業を行った。また県内の他館所蔵資料の修理促進を図るため、希望機関に修理室を提供している。令和7年度は、宿毛市立宿毛歴史館と安芸市立歴史民俗資料館の2件の利用があり、外部修理技術者による修理を行った。

■ 歴史資料保存相談窓口

「歴史資料保存相談窓口」は、県内の歴史資料の散逸・消滅を防止することを目的に、個人や団体が所蔵する歴史資料の保存方法や取り扱い方についての相談に答える窓口である。具体的には、資料の現地保存の原則に則り、できるだけ所蔵者自身によって歴史資料等の保存・管理ができるように、保存環境の整備や劣化の予防法等を具体的に紹介、やむを得ない場合は資料の寄贈・寄託をうけることを基本方針としている。

令和7年度は、県内市町村の博物館を中心に施設の保存環境、修理等の助言・協力要請を含め、計17件の相談があった。

◆相談の対象となる資料

県内に伝わる美術工芸品・古文書・書籍のほか、個人の写真・日記・手紙・コレクションなど

◆相談日・時間及び相談方法

午前9時～午後5時（休館日を除く）とし、電話による相談と直接当館に来られた方に対応

■ 歴史資料保存講習会

家庭や地域における資料に対する保護意識の喚起と資料の取り扱い方・保存の技術を紹介する講習会。古文書や書籍、美術工芸品を中心に保存と取り扱いに関する基礎知識の解説を実演をまじえて行った。令和7年度は、当館と四万十市の2会場で開催した。

	開催日	会場等	参加者数
1回目	1月17日(土)	高知城歴史博物館1階ホール	18
2回目 (地域会場)	2月22日(日)	四万十市立武道館会議室 (共催：四万十市教育委員会)	9

時 間：1回目 午前10時～11時30分
2回目 午後2時～3時30分

講 師：田井東浩平（当館職員）

■ 山内家資料保存修理説明会

文化財修理の考え方や理解を深めるため、修理を実施した山内家資料の修理過程と成果を説明する会。令和7年度は「文化財修理の現場—絹本絵画と書跡の修理—」と題して令和6年度に修理を実施した絵画について報告した。

日 時：令和8年2月7日（土）

午後2時～3時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

参 加 費：無料

参加人数：21名

講 師：水石靖子氏（(株) 修美）

2 調査研究

調査研究活動は、公開活用に備えた収蔵資料の基礎調査、県内外に所在する高知県・土佐藩関連の歴史資料の情報収集を主な柱とし、各学芸員が専門分野に応じ分担・計画して取り組んでいる。これらの活動は、魅力的な展示の企画や県民への成果還元を実現するための礎となるものであり、収集保存と並び重視している。

令和7年度は、閲覧室や調査研究室・保存修理室を活動拠点に、以下の事業を行った。

（1）調査

①収蔵資料調査

新たに寄贈・寄託受入をした資料の仮目録作成を進めた。また、調査により作成・追記した調査カードの情報をデータベースに入力する作業を進めた。調査の成果は、企画展および総合展示の中で公開した。

②館外資料調査

山内家・土佐藩関係資料の調査研究活動を計7回行った。

（2）研究

研究紀要8号を刊行し、以下の内容を収録した。

- ・「慶長十六・十七年の三か条の誓紙と幕藩関係」
- ・特別報告会「近世土佐の知の宝庫—山内文庫を読み解く—」の報告集
- ・「企画展「高知の地震災害史—紡がれた記憶と記録—」における博学連携・地域連携」
- ・「「連携展示 令和土佐藩」を終えて—展示企画担当者から見た刀剣乱舞ファンダム—」
- ・「大名華族山内豊範の日記 明治七年分」

（3）その他

国文学研究資料館の基幹事業の一環として昭和52年

(1977) から継続的に行われてきた山内文庫、及び山内家伝来の国文学に関する書画の調査・撮影、画像公開（国書データベース）が完了したことを記念し、特別報告会を開催した。

報告会では、調査に携わった5名の研究者を講師に招き、各専門分野の視点から調査の成果と山内文庫の魅力を紹介した。

特別報告会「近世土佐の知の宝庫－山内文庫を読み解く－」
日 時：令和7年6月22日（日）午後2時～4時
場 所：高知城歴史博物館1階 ホール
共 催：大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館

参 加 費：無料
参加人数：45名
題目及び講師：

- ①「未来につなぐ－文献調査と地域文化－」
齋藤真麻理氏（国文学研究資料館教授）
- ②「『諸大名手鑑』をひもとく－『百人一首』と『六玉川』－」
田野慎二氏（広島国際大学教授）
- ③「山内文庫の『枕草子』と『紫式部集』」
古瀬雅義氏（安田女子大学教授）
- ④「土佐藩士、小谷守本のお仕事－近世期における兵学考証の一例－」
目黒将史氏（県立広島大学准教授）
- ⑤「谷家三代の学問の形成と展開－真潮書き入れ本『うつほ物語』を手がかりとして－」
西本寮子氏（県立広島大学名誉教授）

3 公開

学術的・文化的に高い価値を有する収蔵資料を国民・県民共有の文化遺産として活用する観点から、展示室での公開以外の手段で資料情報の公開・発信を進めることは当館における重要な使命の一つである。そこで各種メディアへの資料提供、館外への資料貸し出し対応に加え、閲覧室を拠点とした古文書原本・副本や参考図書類を研究利用に供して県内外の研究者、先祖調べなどを目的とする個人調査への協力支援を行った。

（1）閲覧室

閲覧室では、研究目的の利用者を対象に館蔵古文書・和書漢籍類の原本および副本（写真帳等の二次資料）、公開協定を結んだ館外所蔵の土佐藩・山内家関係資料の副本を公開している。あわせて開架・閉架の参考図書を備え、学芸員・調査員らが来館者の質問に対応しながら適切な図書・資料類を紹介する、リファレンス窓口としての役割を担う。

①概要

開室時間：午前9時～午後5時
閉 室 日：なし（ただし、当館休館日による休室、資料保存環境維持を目的とした臨時休室日あり）
出納資料：古文書・和書漢籍類原本（特別閲覧/要事前申請）
館蔵古文書類写真帳（当日閲覧可）
他機関所蔵資料写真帳（当日閲覧可）
参考図書類（当日閲覧可）
その他サービス：『山内家史料歴代公紀』網文検索データベースの公開
複写サービス（出納図書・写真帳対象/セルフ式）

②利用状況

令和7年4月1日～令和8年3月31日

項目		実績
利用者数		278名
内 訳	閲覧申請（館蔵資料副本・参考図書等）	47件
	閲覧申請（他館蔵資料副本）	2件
	複写申請	41件
	リファレンス対応 ※電話等の閲覧室利用以外を含む	240件

（2）資料等貸出・公開

閲覧室での対応のほか、他機関へ所蔵資料の展示貸出やマスコミ等への画像提供を行った。

①資料展示貸出

利用機関名	目的	主な資料	件数
香川県立ミュージアム	春季特別展覧会「高松城－海にのぞむ城の物語－」	安藤重信連署状（一国一城令）、御築城記（写）、錦旗	3
大阪市立美術館	大阪・関西万博開催記念/大阪市立美術館リニューアル記念「日本国宝」展	国宝「古今和歌集巻第廿（高野切本）」	1
高知県立坂本龍馬記念館	企画展「半平太と京都」	山内豊範任侍従口宣案、山内豊範任侍従宣旨 等	3
徳島市立徳島城博物館	特別展「大名家のこどもたち」	山内豊常像、雪景山水図、浅葱糸威三十六間筋兜、緋羅紗地数珠文陣羽織 等	8
佐川町立青山文庫	特別展「南海太郎朝尊」	刀 南海太郎朝尊於鳳城堀川一條作之、玉鋼	2

②特別資料閲覧

研究を目的とする原物資料の閲覧希望には、資料公開規則にのっとり対応している。令和7年度は、16件の閲覧申請があった。

分類	件数
県内博物館等	5
県外博物館等	1
研究機関等	8

マスコミ	0
個人研究者	2
合計	16

③画像等貸出

分類	件数
展示関係・図録	8
テレビ	12
雑誌・新聞	2
書籍	11
広報誌・ホームページ等	1
報告書・論文等	5
その他	6
合計	45

4 展示

3階展示エリアでは、実物資料を展示する3室を中心に、映像機器やハンズオンなどを加え多様な手法で土佐藩・高知県の歴史や文化の魅力を広く紹介している。重要文化財を含む実物資料の展示公開を柱としながらも休館日なしで資料の入替を行うため、3室を順に休室していくことで資料保存との両立をはかった。

また、展示替えに対応した音声ガイド（日・英）の追加・充実、子ども向けワークシートの制作・配布等により、多言語対応や展示のバリアフリー化、低年齢層にも配慮した展示公開を進めた。

〈3階展示エリア概要〉

高知城展望ロビー：高知城の展望とハンズオン・体験展示を楽しむ交流エリア

土佐史探索室：個別モニター・大型映像によるビデオ上映（6番組）

導入展示（通史）：高知県の古代から現代を大年表と国絵図等により紹介

総合展示室Ⅰ（歴史）：土佐藩の歴史と高知城・城主山内家について学ぶ資料展示室

総合展示室Ⅱ（テーマ）：山内家伝来の大名道具と近世土佐の文化を紹介

特別展示室：季節ごとにテーマを変えた企画展を開催

（1）総合展示

総合展示室Ⅰ・Ⅱにおいて山内家資料を中心とした館蔵品を入替展示。また導入展示エリアでは、年表に合せて古代・中世・近世の県内遺跡出土の埋蔵文化財を県立埋蔵文化財センター等から借用して展示した。

①特別展示

【特集 山内文庫の世界】

展示期間：令和7年4月25日（金）～6月30日（月）

国文学研究資料館により昭和52年（1977）から継続的

に行われてきた山内文庫と山内家伝来の国文学に関する書画の調査・撮影・画像公開（国書データベース）が完了したことを記念し、総合展示室2において山内文庫を紹介する特集コーナーを設けた。期間中に開催した特別報告会（P.13参照）で取り上げられた資料を含む、山内文庫を特徴づける17件を展示した。



山内文庫の世界 展示風景

【連携展示 令和土佐藩】

展示期間：令和7年10月11日（土）～12月7日（日）

佐川町立青山文庫で行われる特別展「南海太郎朝尊」に合わせて、「刀剣乱舞ONLINE」とコラボを行い、県内8施設が連携し、土佐にゆかりの深い刀剣男士 南海太郎朝尊・陸奥守吉行・肥前忠広の関連資料を展示する企画。当館では総合展示室1・総合展示室2において、朝尊・吉行・忠広及びその門流の刀剣、武市半平太・坂本龍馬・岡田以蔵の書状・家譜等の展示を行った。

（2）企画展

【展示会名 高知の地震災害史～紡がれた記憶と記録～】

展示期間：令和7年3月20日（木・祝）～5月25日（日）

展示内容：

南海トラフ地震の歴史を振り返る初めての企画展。当館所蔵資料のほか、高知県内各地から借用した資料約100点を展示した。

江戸時代以降に発生した南海トラフ地震を中心として、古文書・絵画・写真などから各地震による被害の特徴を明らかにし、地震後にその教訓を石碑などで伝えようとした人々の営みを紹介した。また、近年県内でも取り組みが進む民間所在資料の保全活動を取り上げた。

あわせて、約60名から収集した昭和南海地震の聞き取り調査や県内4校で実施した防災学習、黒潮町田野浦地区での「大潮まつり」に関する地域連携など、博物館活動の多面性を活かした展示を行った。

主な展示資料

- ・室津湊手鏡（久保野家資料）
- ・旭小学校日誌（高知市立市民図書館蔵）
- ・昭和南海地震アルバム（高知市都市計画課蔵）
- ・真覚寺日記（真覚寺蔵、土佐市指定文化財）
- ・安政地震絵馬（佐川町斗賀野地区入寺山自治会蔵）

- ・蟹ヶ池ボーリング試料（岡村眞氏蔵）
- ・大塩筆記（安光平氏蔵）
- ・三災記（個人蔵）



チラシ



展示風景

◆関連企画◆

①記念講演会「地域の記憶を守り伝える ～阪神淡路大震災30年の経験から～」

日 時：令和7年3月29日（土）
午後2時～3時30分
場 所：高知城歴史博物館1階 ホール
講 師：奥村弘氏（神戸大学理事・副学長）
参 加 費：無料
参加人数：56名
内 容：

阪神・淡路大震災以降、30年間にわたる地域資料の救出・保全活動の経験を踏まえ、地域に残された資料を災害から守り、後世に伝える意義を紹介した。

②企画展担当学芸員講座「高知の地震災害史」

日 時：令和7年4月12日（土）
午後2時～3時30分
場 所：高知城歴史博物館1階 ホール
講 師：水松啓太（当館職員）
参 加 費：無料
参加人数：72名
内 容：

江戸時代以降に発生した3回の南海地震を中心に、高知県内の被害の特徴を説明した。あわせて、地震後に教訓を石碑などで伝えようとした人々の営みを紹介した。

③めざせ！石碑マスターの道

日 時：令和7年5月11日（土）
午前9時30分～午後3時30分
場 所：高知城歴史博物館1階 実習室、高知公園
講 師：谷川亘氏（国立研究開発法人 海洋研究開発機構 高知コア研究所主任研究員）、水松啓太（当館職員）
対 象：小学校5年生～高校生
参 加 費：無料
参加人数：7名
内 容：

自然災害伝承碑に関するミニ講座や高知公園内で「ひかり拓本」による拓本採取を実施した。

④体験して学ぼう！防災セミナー

日 時：令和7年4月27日（日）、5月24日（土）
午前10時～11時・午後1時30分～2時30分
場 所：高知城歴史博物館1階 実習室
講 師：楠瀬淳司氏、岡林哲史氏（（株）フタガミ防災アドバイザー）、水松啓太（当館職員）
協 力：（株）フタガミホームセンター部
参 加 費：無料
参加人数：38名
内 容：

南海トラフ地震の被害の特徴を学ぶミニ講座や地震の揺れを体験する「揺れマット」等の体験講座を実施した。

⑤学芸員による展示解説

日 時：令和7年4月19日（土）、5月3日（土）
午前10時30分～11時
場 所：高知城歴史博物館3階 特別展示室
参 加 費：無料（要観覧券）
参加人数：30名
内 容：
展示の内容や展示資料の見所などについて、担当学芸員が解説した。

⑥学校による学習成果展

展示期間：令和7年3月20日（木・祝）～5月25日（日）
場 所：高知城歴史博物館2階 通路エリア
参 加 校：高知県立安芸高等学校・高知県立盲学校・高知市立三里中学校・土佐女子中学高等学校
内 容：
南海トラフ地震の歴史を学んだ児童・生徒が作成し

たポスターなどの学習成果作品を展示した。(P.29「博学連携による学習活動の成果発表展」参照)

【展示会名 お金がないから藩札・私札】

展示期間：令和7年6月27日（金）～8月31日（日）

展示内容：

江戸時代のお金の仕組みを高知で発行された藩札・私札を中心に紹介する企画展。新紙幣発行により貨幣の歴史に注目が高まる時勢を受け、古紙幣コレクター刈谷茂正氏の全面協力のもと、高知の藩札・私札に加えて、幕府貨幣や新政府紙幣、四国各藩の藩札を一堂に紹介した。

また、なぜ紙幣が発行されるのかという点について、お金の流通不足や困窮する藩財政における資金調達などといった、当時の時代背景を解説し、関連する古文書などを展示した。

現在とは全く異なる江戸時代のお金の仕組みを幅広い年代に紹介するため、夏休み期間の親子来館者を意識し、子ども向けのワークシートを作成した。加えて、藩札への理解を深めるため、「オリジナル藩札をつくろう！」のコーナー（P.21参照）を設けた。さらに、日本銀行高知支店への見学会を催し、現在に繋がるお金の歴史を学ぶ機会を提供した。

主な展示資料

- ・土佐藩札元禄札（刈谷コレクション）
- ・元禄札発行許可書（当館）
- ・土佐私札梶原村明神弥平（刈谷コレクション）
- ・土佐藩飛地札川之江会計方札（刈谷コレクション）
- ・徳島藩札延宝札（刈谷コレクション）
- ・多度津藩札享保札（刈谷コレクション）
- ・今治藩札引替所小型札（刈谷コレクション）
- ・両替天秤（刈谷コレクション）
- ・第七国立銀行券旧券（刈谷コレクション）
- ・第三十七国立銀行血判誓約書（四国銀行）



チラシ



展示風景

◆関連企画◆

①記念講演会

日 時：令和7年8月2日（土）

午後2時～3時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

講 師：古賀康士氏（同志社大学経済学部准教授）

参 加 費：無料

参加人数：56名

内 容：

「地域のなかの銭貨と紙幣—江戸時代の人びととお金の物語」と題して報告。江戸時代の貨幣の多様性・地域性がなぜ生じたのかについて、いくつかの画期に注目しながら時系列で、土佐藩の事例も交えながら紹介した。

②学芸員講座

日 時：令和7年7月13日（日）

午後2時～3時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

講 師：高木翔太（当館職員）

参 加 費：無料

参加人数：54名

内 容：

企画展の内容に沿いながら、展示資料の注目ポイントを紹介した。各藩札のデザインの意味やその違い、発行理由などを解説し、各藩の特色を説明した。

③お金のタイムトラベルツアー

～お金のむかしと今～

日 時：令和7年7月30日（水）・8月1日（金）

両日午前10時～正午

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール・3階 特別展示室・日本銀行高知支店

共 催：日本銀行高知支店

対 象：小学校4年生～6年生

参 加 費：無料

参加人数：合計50名（内、大人26名）

内 容：

当館の企画展と日本銀行高知支店を見学するツアー。
当館でお金の歴史を紹介し、日本銀行高知支店で日本銀行の役割や現代のお金の偽造防止技術などについて説明した（P.24参照）。

④展示解説会

日 時：令和7年7月5日（土）・7月20日（日）・
8月16日（土）

いずれも午前10時30分～11時

場 所：高知城歴史博物館3階 特別展示室

参 加 費：無料（要観覧券）

参加人数：合計44名

内 容：

展示の内容や展示資料の見所などについて、担当学芸員が解説した。

【展示会名 野中兼山 一時代を見据え、変革に挑む】

展示期間：令和7年9月13日（土）～12月7日（日）

展示内容：

野中兼山に関する初めての企画展。兼山の誕生から死去、その後の神格化まで、概ね時間軸に沿って、その生涯と事績の全体像を紹介した。地域開発や国力増強などの著名な事績に加え、儒学研究や江戸の武家社会での活動、兼山政治の時期的推移等にも配慮し、明治以来の研究成果を入門的に整理して提示した。関連行事では、兼山ゆかりの地域での出張講座や教員向けの講座と展示解説会、また兼山を題材とした小説の朗読会、小学生向けの紙芝居、兼山時代の城下町散策会などを実施し、子どもから大人まで幅広い層を対象に、兼山の生涯と事績を伝えることを意識した。

主な展示資料：

- ・伝野中兼山所用 法螺貝（香美市土佐山田町中野地区蔵）
- ・野中兼山定書（高知県立歴史民俗資料館蔵）
- ・沖ノ島島形模型（高知県立歴史民俗資料館蔵）
- ・物部川絵図（安芸市立歴史民俗資料館蔵）
- ・八田堰修理用具（高知市春野郷土資料館蔵）
- ・弘岡井筋・新川絵図（高知市立市民図書館〔平尾文庫〕蔵）
- ・野中婉遺品 手鏡ほか（高知市立市民図書館蔵）
- ・野中兼山弾劾状（当館蔵）



チラシ



展示風景

◆印刷・刊行物◆

図録『野中兼山 一時代を見据え、変革に挑む』

仕様：A4判、76頁

売価：1,300円（税込）

◆関連企画◆

①企画展ゆかりの地講座「室戸市域と野中兼山」

日 時：令和7年9月28日（日）午前10時～11時

場 所：室戸市保健福祉センターやすらぎ

参 加 費：無料

参加人数：15名

講 師：横山和弘（当館職員）

内 容：

兼山ゆかりの地である室戸での出張講座。兼山による地域開発の全体像を紹介した後、史料をもとに津呂港の開発について紹介した。

②子ども向け 紙芝居「山田堰と野中兼山」＆ミニ講座

日 時：令和7年10月12日（日）

午後2時～3時

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

参 加 費：無料

参加人数：子ども6名、保護者12名

紙芝居披露：山田堰井筋土地改良区

講座講師：横山和弘（当館職員）

内 容：

はじめに兼山の地域開発に関するミニ講座を行い、続いて山田堰の築造に関する紙芝居を披露していただいた。子どもたちは紙芝居を通して兼山の事績を学び、また開会・閉会の際には法螺貝の音も響き渡った。



紙芝居の様子

③小説朗読会 大原富枝『婉という女』・『正妻』

日 時：令和7年10月19日（日）

午後2時～3時40分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

参 加 費：無料

参加人数：38名

朗 読：朗読サークル『潮騒』

内 容：

高知県出身の作家による、兼山ゆかりの小説として、大原富枝氏の二作品を朗読していただいた。また朗読の前には、それぞれの作品の背景について、ミニ解説を行った。

④城下町散策会 兼山時代の城下町を歩く

日 時：令和7年11月30日（日）

午後2時～4時

場 所：高知市中心部（江戸時代の郭中エリア）

参 加 費：無料

参加人数：11名

案 内：横山和弘（当館職員）

内 容：

兼山が活動した江戸前期、17世紀半ばの城下の様子について、絵図をもとに解説した。兼山の下屋敷の場所、兼山の遺体が安置された場所などについても紹介した。



散策会の様子

⑤学校の先生向け 講座と展示解説

「野中兼山と地域社会 ～学校での紹介を意識して～」

日 時：令和7年9月20日（土）

午後1時30分～4時

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール、3階 展示室

参 加 費：無料

参加人数：28名

共 催：高知県教育センター

講 師：横山和弘（当館職員）

内 容：

主に小学校で取り上げられる場面を意識して、兼山と地域社会の関わりについて紹介した。また、展示解説では、実際の資料から兼山の事績について紹介した。

⑥展示解説

日 時：令和7年9月21日・10月26日・11月16日

いずれも日曜日、午前11時～正午

場 所：高知城歴史博物館3階 特別展示室

参 加 費：無料（要観覧券）

参加人数：67名

講 師：横山和弘（当館職員）

内 容：

展示資料を取り上げながら、兼山の生涯と事績についてダイジェストで紹介した。また、兼山に関する参加者からの様々な質問にも応答し、展示内容を補足した。



展示解説の様子

【展示会名 春を寿ぐ～めでたきかざり・いのりのかたち～】

展示期間：令和8年1月1日（木・祝）～3月8日（日）

展示内容：

「春」をテーマとした企画展。新春を祝うおめでたいモチーフや干支の「午」にちなんだ美術工芸品、お正月らしい資料のほか、春を代表する行事・桃の節句に合わせて、山内家伝来のひな人形・ひな道具を公開した。資料解説およびワークショップはすべて日英2カ国語表記としたほか、英語音声ガイドも作成し、外国人来館者も楽しめる展示を目指した。

主な展示資料

- ・初代藩主山内一豊所用 紙衣
- ・12代藩主山内豊資筆 一行書「万里鶴冲天」
- ・狩野勝川院雅信 式三番図
- ・有職雛
- ・若松葵紋蒔絵雛道具
- ・松竹梅葵紋蒔絵雛道具
- ・土佐凧絵（喜多村家資料）
- ・橋本小霞 花畑之宴（個人蔵／当館寄託）



チラシ



展示風景

◆関連企画◆

①ベビーカーアワー

開催日：令和8年1月27日（火）、2月28日（土）

【共通事項】

開催時間：午前10時～正午

場所：高知城歴史博物館3階 特別展示室

参加費：無料（要観覧料）

参加人数：2組（全2回）

内容：

さまざまな理由から博物館に行くハードルが高いと感じている、小さな子供を持つ親を対象としたイベント。展示解説や観覧中の子供の見守りのほか、館内の設備やサービスについても紹介する機会とした。



「ベビーカーアワー」の様子

②貝合わせの会

日時：令和8年2月8日（土）午後2時～4時

場所：高知城歴史博物館1階 実習室、和室

講師：中屋真理（当館職員）

参加費：500円（材料費）

参加人数：14名（付添者2名含）

内容：

嫁入り道具や雛道具のひとつである貝桶にちなみ、歴史や遊び方について簡単に解説した後、貝合わせ遊びと貝への絵付け体験を行った。



「貝合わせの会」絵付け体験の様子

③企画展担当学芸員による展示解説

開催日：令和8年1月18日（日）、2月15日（日）

【共通事項】

開催時間：午前10時～11時30分、午後2時～2時30分

場所：高知城歴史博物館3階 特別展示室

参加費：無料（要観覧料）

参加人数：18名（全4回）

内容：

展示の内容や展示資料の見どころなどについて、担当学芸員が解説した。

④ワークショップ「ことほぎみくじ」

開催日：令和8年1月1日（木・祝）～3月8日（日）

場所：高知城歴史博物館3階 特別展示室

参加費：無料（要観覧料）

参加人数：延べ6,188名（内記念品贈呈700名）

内 容：

展示資料への興味関心を引くための仕掛けとして行った自由参加型のワークショップ。おみくじに描かれた吉祥モチーフと同じモチーフが描かれた展示資料を探す内容とした。実施にあたっては、当たりくじを用意し、当たりを引いた来館者には記念品を贈呈して参加促進と満足度向上を図った。



「ことほぎみくじ」設置風景

【展示会名 さんごをまとう あこがれの帯留・かんざし】

展示期間：令和8年3月20日（金・祝）～5月24日（日）

展示内容：

さんご彫刻・根付作家森謙次氏のコレクションから、さんごの帯留・かんざし200点及び引き札・浮世絵・パンフレットなど、さんごの表象や高知のさんご産業にまつわる資料を展示。さんご装身具の材質・技法・デザインの特性について解説し、さんごに対する人々の憧れやその歴史、採取・加工産業のありようを紹介した。大正時代から昭和前期にかけて日本独自の発展をとげた彫刻装身具については重点的に取り上げ、SNSや図録でも画像とともに紹介した。

主な展示資料

- ・石榴桜桃彫刻帯留（森謙次氏蔵）
- ・雪輪に南天彫金簪（森謙次氏蔵）
- ・菊寄木彫刻簪（森謙次氏蔵）
- ・新家庭第六巻第三号（森謙次氏蔵）
- ・小型増殖基質模型（NPO法人宝石珊瑚保護育成協議会提供）
- ・玉作り道具一式（キラ商店蔵）
- ・宝飾品商材写真パネル（ワールドコーラル・KAWAMURA提供）



チラシ



展示風景

◆印刷・刊行物◆

図録『さんごをまとう あこがれの帯留・かんざし』

仕様：A5判、72頁

売価：1,500円（税込）

◆関連企画◆

スライドレクチャー

日 時：令和8年3月22日（日）

午前10時30分～11時

場 所：高知城歴史博物館3階 土佐史探索室

参 加 費：無料（要観覧券）

参加人数：合計17名

内 容：

さんごの生物としての基礎知識、宝飾素材としての特性について、担当学芸員が解説した。

（3）ハンズオン・体験コーナー

3階高知城展望ロビーのハンズオン・体験コーナーでは、参加自由型の体験を提供している。令和7年度は「古今和歌集巻第二十（高野切本）」の水書板書写体験、変わり兜と陣羽織の着装体験、絵巻取り扱い体験を中心に、展示や季節に合わせて体験用具を入れ替えながら運営を行った。また、利用者に安全・快適な環境を継続的に提供するため、体験用具の修理や掲示物の更新、新たな体験用具の制作を行った。

①企画展との連携

企画展「お金がないから藩札・私札～土佐と四国の地域通貨～」(令和7年6月27日(金)～8月31日(日))にあわせて、ワークショップ「オリジナル藩札をつくろう!」を開催した。図柄・金額・札元に分かれたスタンプを組み合わせてオリジナルの藩札を作成する過程を通して、藩札を構成する要素やデザインについて興味や理解を深めてもらう機会とした。

また、企画展「春を寿ぐ～めでたきかざり・いのりのかたち～」(令和8年1月1日(木・祝)～3月8日(日))において展示した雛道具にちなみ「貝合わせ体験」を設置した(令和8年1月1日(木・祝)～)。



ワークショップ「オリジナル藩札をつくろう！」

②季節に合わせた体験の設置

雛祭りの季節に合わせ、先年高知市在住の方から寄贈を受けた雛人形を「昭和初期のおひなさま」と題して展示した（令和8年2月9日（月）～3月4日（水））。



「昭和初期のおひなさま」展示

③体験用具の新規制作

取り扱い体験用の絵巻レプリカ4点、着装体験用の兎耳形兜レプリカ3点（うち1点は子供用）を新たに制作し、体験用具の補充を行った。また、総合展示室Ⅰに設置しているハンズオン「城マグネットシート」（10種1セット）は長期設置による摩耗や汚れが見られたことから新たに作り直し、入替を行った。

④既存体験用具の修理

破損や劣化によって体験コーナーへの設置が困難となった体験用具のうち、着装体験用の陣羽織レプリカ1点、変わり兜レプリカ1点、取扱い体験用の絵巻レプリカ2点の修理を行った。

⑤掲示物の更新

着装体験のうち変わり兜については、着装時の注意点をイラストとともに分かりやすく表示するよう努めた。また、外国人来館者に対応するため、着装体験・絵巻取扱い体験について新たに英語の掲示を設置した。

（４）展示解説

団体来館者等の要望に応じて、当館への理解および満足度向上のためのサービスとして展示解説を行った。

月	件数	人数	月	件数	人数
4月	0件	0名	10月	0件	0名
5月	1件	20名	11月	6件	124名
6月	1件	9名	12月	2件	28名
7月	2件	10名	1月	1件	11名
8月	2件	40名	2月	3件	42名
9月	3件	54名	3月	3件	35名

合計件数 24件

合計人数 373名

（５）共催展示

佐川町立青山文庫と共催し、同文庫において「特別展 南海太郎朝尊」を開催した。あわせて「刀剣乱舞ONLINE」とコラボを行い、県内8施設で関連資料を展示する企画「連携展示 令和土佐藩」を実施した。

【展示会名 特別展 南海太郎朝尊】

展示期間：令和7年10月11日（土）～12月7日（日）

会場：佐川町立青山文庫

展示内容：

佐川出身の幕末の刀工南海太郎朝尊を採り上げた史上初の展覧会。朝尊作の刀剣5振、門流の刀剣5振を展示。あわせて文献、石碑などから朝尊の生涯、作風を紹介。朝尊を生んだ佐川の風土と、佐川出身の刀剣愛好家たちについても解説、刀の鑑賞方法をレクチャーするコーナーも設けた。また「刀剣乱舞ONLINE」コラボとして、刀剣男士 南海太郎朝尊のパネル展示、スタンプラリー、グッズの製作販売等を行った。

◆印刷・刊行物◆

図録『南海太郎朝尊』

仕様：A4判、50頁

売価：2,500円（税込）

【展示会名 連携展示 令和土佐藩】

展示期間：令和7年10月11日（土）～令和8年3月31日（火）

会場：佐川町立青山文庫・高知県立高知城歴史博物館・

高知県立歴史民俗資料館・高知県立坂本龍馬

記念館・中岡慎太郎館・安芸市立歴史民俗資料館・

アクトミュージアム内 龍馬歴史館（創造

広場「アクトランド」）・宿毛市立宿毛歴史館

展示内容：

「特別展 南海太郎朝尊」に合わせて、「刀剣乱舞ONLINE」とコラボを行い、土佐にゆかりの深い刀剣男士 南海太郎朝尊・陸奥守吉行・肥前忠広のモチーフ刀剣の作者（刀工）が制作した刀剣、及びモチーフ刀剣の所持者である武市半平太・坂本龍馬・岡田以蔵に関して各施設収蔵の関連資料（古文書、記録、書画等）を展示し、武市半平太・坂本龍馬・岡田以蔵の生きた時代の土佐の

体感を促す企画。展示資料の選定・列品・解説は各施設の学芸員が行い、総展示資料数は176点となった。また特設HPにおいて周遊マップを配布、各展示会場に共通解説シートを設置した。

◆関連企画◆

①キャラクターパネル展示

日 時：令和7年10月11日(土)～12月7日(日)
場 所：佐川町立青山文庫・高知県立高知城歴史博物館・高知県立歴史民俗資料館・高知城天守

参加費：無料（要観覧券）

内 容：

南海太郎朝尊作の刀剣を展示する3施設～佐川町立青山文庫・高知県立高知城歴史博物館・高知県立歴史民俗資料館～において刀剣男士 南海太郎朝尊の等身大パネル展示を行った。また高知県・高知城管理事務所の協力を得て、高知城天守において刀剣男士 陸奥守吉行・南海太郎朝尊・肥前忠広の御伴散歩パネル及びゲーム内イベント「特命調査 文久土佐藩」の背景パネル展示を行った。

②おっきい こんのすけ撮影会

P.46参照

5 教育普及

(1) 生涯学習

博物館は大人から子どもまでの幅広い年代や様々な国籍の人々が訪れ、興味関心のある分野やその度合いも多様である。博物館を訪れるあらゆる人々に博物館が開かれ、そして生涯を通じて博物館を利用してもらえるよう、様々な利用者層に対し日本や高知の歴史、文化に触れることができる講座、催しを多種多彩に開催した。

①城博講座（一般向け講座）

日本と土佐の歴史や美術、文化財等をテーマに各種講座を開催した。令和7年度は、事前申し込み不要（当日先着順）、定員80名、参加費無料で開催した。また、当日参加できなかった方には、要望に応じて、講座の資料を後日配布した。

◆古文書講座

年間テーマ「古文書解説 実践篇」

令和7年度は、山内家資料を題材に、前年度までに学んだ基礎知識をもとに、文字だけでなく、内容も読み取れるようになることを意識して開催した。

開 講 日：奇数月の第2土曜日

午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

講 師：藤田雅子（当館職員）

	開講日	題目	参加人数
1回	5月10日	前年度の復習	38名
2回	7月12日	解説に挑戦①	48名
3回	9月13日	解説に挑戦②	34名
4回	11月8日	解説に挑戦③	37名



古文書講座の様子

◆歴史講座

年間テーマ「土佐の社会と災害」

令和7年度は、高知県における過去の自然災害の状況とそれへの社会の対応等について紹介した。

開 講 日：偶数月の第2土曜日

午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

講 師：横山和弘、高木翔太、水松啓太（当館職員）

	開講日	題目	参加人数
1回	6月14日	江戸時代の大雨・洪水・暴風雨	34名
2回	10月11日	過去の地震・津波と土佐	47名
3回	12月13日	近代における災害	38名
4回	2月14日	江戸時代の飢饉	41名

◆美術工芸講座

年間テーマ「見る技術～はじめての日本美術②～」

令和7年度は、前年度に引き続き、美術工芸品の見方について、入門的な講座を開催した。

開 講 日：偶数月の第3土曜日

午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

講 師：尾本師子、丸塚花奈子（当館職員）

	開講日	題目	参加人数
1回	6月21日	ファッションから読み解く浮世絵	44名
2回	10月18日	刀 用語の読み解き方	34名
3回	12月20日	やきもの はじめの一步	30名
4回	2月21日	雛人形 じっくり見てみよう	40名

◆保存修復講座

年間テーマ「文化財と虫のおはなし」

令和7年度は、文化財に被害を与える虫に注目し、虫から文化財を守る博物館の取り組みについて紹介した。

開 講 日：7月・11月に開催

午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

講 師：田井東浩平（当館職員）

	開講日	題目	参加人数
1回	7月19日	文化財を食べる虫とその生態	23名
2回	11月15日	虫とカビから文化財を守る —博物館の最前線—	14名

◆日本の文化講座

年間テーマ「人生儀礼（通過儀礼）」

令和7年度は、人が生まれてから亡くなるまで、人生の節目に行われる行事や儀礼について、民俗と歴史の視点から紹介した。

開 講 日：偶数月の第4土曜日

午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

講 師：橋本章氏（京都府京都文化博物館 学芸課長）
中村淳子氏（高知県立歴史民俗資料館 学芸専門員）
横山和弘（当館職員）

	開講日	題目	参加人数
1回	6月28日	人の一生にまつわる行事と儀礼	52名
2回	10月25日	高知県における人生儀礼	39名
3回	2月28日	藩主の生涯と儀礼	43名

②子ども向け（親子向け）講座

小中学生の子どもを対象とした当講座では、子どもたちへ歴史や文化を体験する場を提供し、文化財や伝統文化への興味・関心の目を向ける機会をつくることを目的としている。

◆みる・きく・さわる

「高知城の守りのひみつにせまる！」

日 時：令和7年5月5日（月・祝）

午前10時～正午

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール、高知城

参 加 費：無料

参加人数：子ども19名、保護者23名

講 師：中屋真理（当館職員）

協 力：高知県文化生活部歴史文化財課

内 容：

子どもの日にちなみ、小学生親子を対象に、高知城を探検する催しを開催。地図を見ながら各所を巡り、高知城の防御についてのクイズに挑戦してもらった。また、高知県文化生活部歴史文化財課の協力の下、普段は非公開の追手門内部の見学も行った。

◆自由研究応援企画「寺小屋 じょうはく」

日 時：令和7年7月27日（日）

午前9時～正午

午後1時～4時

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

参 加 費：無料

参加人数：5名

講 師：当館学芸員

内 容：

高知城の歴史や歴史上の人物等をテーマにした子どもたちの自由研究に対して、学芸員が展示室を案内したり、参考資料を用いて説明をしたりしながら、調べ学習のサポートを行った。

◆「お金のタイムトラベルツアー～お金のむかしと今～」

日 時：令和7年7月30日（水）

8月1日（金）

午前10時～正午

場 所：日本銀行高知支店
高知城歴史博物館

参 加 費：無料

参加人数：子ども24名、保護者26名（小学校4年生～6年生対象、2回合計）

講 師：日本銀行高知支店の職員
中屋真理（当館職員）

共 催：日本銀行高知支店

内 容：

日本銀行と当館のコラボ企画として開催。最初に当館で、展示室の見学やクイズを通して、お金の歴史について紹介。その後、日本銀行高知支店へ移動し、店内の見学も交えながら、日本銀行の仕事内容や紙幣に施された最新の偽札防止技術等について紹介した。

*当催事は、企画展「お金がないから藩札・私札～土佐と四国の地域通貨～」の関連行事を兼ねる（P.17参照）



行事風景

◆「わくわく探検！高知城」

日 時：令和7年8月2日（土）

午前9時～11時30分

*7月30日（土）に開催予定だったが、雨

天のため順延

場 所：高知城歴史博物館 1 階 ホール、高知城
参 加 費：無料
参加人数：子ども13名、保護者11名
講 師：中屋真理（当館職員）
協 力：高知県文化生活部歴史文化財課
内 容：

藩主の居城であった高知城について紹介する催し。
高知城を巡りながら、その歴史や建造物、防御のしか
け等についての説明を行った。また、高知県文化生
活部歴史文化財課の協力の下、普段非公開の追手門内部
の見学も行った。



行事風景

◆夏休み工作教室

「伝統の建築技術でイスをつくろう！」

日 時：令和7年8月3日（日）
午前10時～正午

場 所：高知城歴史博物館 1 階 ホール、実習室
参 加 費：1,800円（材料費）
参加人数：子ども16名、保護者16名
講 師：高知県立高知工業高等学校建築科
内 容：

講師による伝統的な道具や、日本の伝統建築技術の
一つである木組についての説明の後、木組技術を用い
た折りたたみイス作りを行った。



行事風景

◆紙芝居「山田堰と野中兼山」&兼山ミニ講座

日 時：令和7年10月12日（日）
午後2時～3時

場 所：高知城歴史博物館 1 階 ホール
参 加 費：無料
参加人数：子ども6名、保護者12名
紙芝居披露：山田堰井筋土地改良区
ミニ講座：横山和弘（当館職員）

内 容：

高知県内の小学校でも学習する、高知県を代表する
歴史上の人物、野中兼山の事績や生涯について、紙芝
居やミニ講座を通して紹介した。

*当催事は、企画展「野中兼山一時代を見据え、変革
に挑む」の関連行事を兼ねる。

(P.18参照)

◆みる・きく・さわる

「歴史探検隊～城下町のナゾをとときあかそう～」

日 時：令和7年11月16日（日）
午後2時～3時30分

場 所：高知城近隣エリア
（江戸時代の城下町（郭中エリア））

参 加 費：無料

参加人数：子ども3名（小学校3年生～6年生対象）

講 師：中屋真理（当館職員）

内 容：

江戸時代の城下町を探検する催し。高知城の近隣エ
リアを歩きながら、江戸時代政治・経済の中心地であ
った郭中（武家町）の歴史について、クイズを交えなが
ら理解を深めた。

◆開館9周年イベント「城博の日」

「博物館の裏がわを探検してみよう！」

日 時：令和8年3月7日（土）
午前10時30分～正午
令和8年3月8日（日）
午後1時～2時30分

場 所：高知城歴史博物館 各所

参 加 費：無料

参加人数：子ども19名、保護者13名（2回合計）

講 師：横山和弘、中屋真理（当館職員）

内 容：

普段非公開の博物館のバックヤードを見学したり、
体験用の掛軸を用いてその取り扱いを体験したりしな
がら、博物館の役割や学芸員の仕事内容について理解
を深めた。

(P.47参照)

③外国人のための日本文化体験講座

県内在住の外国人を対象とした日本文化に係る体験講

座。体験を通して、日本の歴史や文化に親しみ、その理解に役立ててもらうことを目的に開催している。

◆Japanese Cultural Experience

—Kochi Castle (Important Cultural Property of Japan) —

日 時：令和8年3月22日（日）

午後2時～4時

場 所：高知城

参加費：500円（高知城天守・懐徳館への入場料）

参加人数：5名

講 師：横山和弘（当館職員）

通 訳：ジェームズ・バンブリッジ氏（高知県文化
生活部国際交流課 国際交流員）

内 容：

日本の城を探検するという趣旨のもと、高知城を題材に、日本の近世城郭の歴史や建築、守りの仕掛け等について紹介した。



講座風景

④歴史文化催事 季節の催し

季節折々に食や伝統音楽等を通して、日本や土佐の歴史、伝統文化に親しんでもらうための催しを行っている。

◆お月見の会～城博で楽しむ雅楽の調べ～

日 時：令和7年11月9日（日）

午後5時30分～7時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール・和室、3
階 展示室

参加費：500円（呈茶希望者は800円）

参加人数：36名

演 奏：繁藤雅陽会

和 菓 子：福留菊水堂

呈 茶：高知大学裏千家茶道部

内 容：

十三夜（旧暦の九月十三日）に合わせて、観月の会を開催し、雅楽の演奏や舞を鑑賞した。演奏会後は、月のモチーフがデザインされた美術工芸品の展示を観覧したり、当館所蔵の「生菓子図案集」所載の和菓子

を抹茶とともに楽しんだりした。



会の風景

◆新春を寿ぐ お正月の会

日 時：令和8年1月11日（日）

午前11時～午後2時

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール・和室、3
階 展示室

参加費：3,000円

参加人数：32名

演 奏：松村紫乃氏&グループ琴のみなさん、
松村エリナ氏、阪口夕山氏

調 理：R K C調理製菓専門学校

和 菓 子：福留菊水堂

呈 茶：高知大学裏千家茶道部

内 容：

新春を寿ぐ恒例のお正月の会では、山内家伝来のお正月料理や当館所蔵資料「生菓子図案集」をもとに再現をした和菓子、箏や尺八による演奏を楽しんだ。また、干支や縁起のよい資料が並ぶ展示室の観覧も行った。

◆貝合わせの会

日 時：令和8年2月8日（日）

午後2時～4時

場 所：高知城歴史博物館1階 実習室、和室

参加費：500円（材料費）

参加人数：14名

講 師：中屋真理（当館職員）

内 容：

婚礼調度の必需品で、雛道具の一つでもあった貝合わせを楽しむ会。貝合わせの歴史について学んだ後、貝合わせ遊びや蛤貝へ絵付けを施す体験を行った。

*当催事は、企画展「春を寿ぐ～めでたきかざり・祈りのかたち～」の関連行事を兼ねる。

（P.20参照）

⑤児童クラブ・幼稚園等への学習協力

◆夏休み児童クラブ出前講座

日時	団体名	人数
8月4日	高知市立小高坂小学校第1放課後児童クラブ	35名
	高知市立小高坂小学校第2放課後児童クラブ	30名
	須崎市立吾桑小学校あそう児童クラブ	22名
8月12日	土佐清水市立土佐清水小学校にこにこクラブ	28名
8月14日	大川村立大川小学校放課後子ども教室	中止
8月18日	南国市立十市小学校こよし学童クラブ	22名
	香南市立野市東小学校第1放課後児童クラブ	26名
8月22日	四万十市立下田小学校はまっこ子ども教室	6名
8月25日	高知市立秦小学校第1放課後児童クラブ	33名
	高知市立秦小学校第4放課後児童クラブ	26名
	土佐市立高石小学校高石げんきクラブ	16名

内 容：①武士の礼法（正座とお辞儀）
 ②刀の構造（分解実演）
 ③刀の扱い方（抜き差しの体験）

⑥教育普及事業 道具備品類等の整備

3階展示フロアにある体験コーナー、子ども向けの講座・催事、学校向けの体験学習等で使用する体験用道具の整備を行った。

⑦生涯学習事業 周知・広報

◆子ども向け ホームページ

主に小学生・中学生を対象に、当館について主体的に調べ、来館への動機づけを目的に、子どもにも分かりやすい構成のページを設けている。

（2）学校教育との連携

学校教育と博物館の連携・協力を進めることを目的に、博物館の所蔵資料や職員の専門性等をいかして様々な活動を行っている。小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校に対しては、利用目的に合わせた学習プログラムを用意し見学の受け入れや出前授業の対応を行っている他、教員向けの学習会・研修会への講師派遣、教材作成への協力等を通して、学校教育の充実に寄与している。また大学等の高等教育に対しても、博物館実習の受け入れ等を行い、教育や学術研究への協力を行っている。

①教育委員会・学校関係者との連携

〈研修会・学習会への協力〉

県内の教育委員会や教員の研究・学習団体が実施する研修会や学習会に、博物館の所蔵資料や調査研究の成果、職員の専門性をいかし、講義を行う等の協力を行っている。

①教科研究センター講座 特別講座④

（郷土資料の活用Ⅰ）

「野中兼山と地域社会～学校での紹介を意識して～」

日 時：令和7年9月20日（土）

午後1時30分～4時

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール、3階 展示室

共 催：高知県教育センター

参加人数：28名

講 師：横山和弘（当館職員）

内 容：

高知県内各地の野中兼山ゆかりの場所等を紹介しながら、学校で紹介されることを意識して、地域との関わりの方を中心に、兼山について紹介した。あわせて、開催中の企画展「野中兼山」を見学し、実物資料から兼山の事績についても紹介した。

*本講座は、企画展「野中兼山～時代を見据え、変革に挑む～」の関連行事を兼ねる。

（P.19参照）

②教科研究センター講座 特別講座⑤

（郷土資料の活用Ⅱ）

「江戸時代のお金と土佐の藩札・私札」

日 時：令和7年11月8日（土）

午後1時30分～4時

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

共 催：高知県教育センター

参加人数：9名

講 師：高木翔太（当館職員）

内 容：

江戸時代のお金の概要について触れつつ、土佐で発行された藩札や私札の種類、またそれらが発行された社会背景等について紹介した。



講座風景

〈学習内容および教材作成の連携・協力〉

学校教育のさまざまな学習機会に博物館を活用してもらうことを目的に、学校関係者と当館の所蔵資料や職員

の専門性をいかした学習内容、教材についての協議を行った。

②小中高等学校への学習協力

〈見学の受け入れ〉

学校の見学にあたっては、展示をじっくり見学したり、「触る」「身につける」「作る」等の体験を交えたりと様々な方法で歴史や伝統文化、文化財等について理解を深められるように多彩な学習プログラムを用意している。

○見学の受け入れ状況

	件数	人数
小学校	43	2,169名
中学校	14	706名
義務教育学校	0	0名
高等学校	23	580名
特別支援学校	3	64名
合計	83	3,519名

※人数には引率者を含む

○対応件数（学習プログラムを活用した件数）

	件数	人数
小学校	42	2,125名
中学校	8	451名
義務教育学校	0	0名
高等学校	19	405名
特別支援学校	2	57名
合計	71	3,038名

※人数には引率者を含む



学校団体の案内の様子

〈出前授業・遠隔授業等〉

学校が遠隔地にあり当館への来館が難しい場合等は、博物館の職員が学校へ出向く出前授業や、インターネットを介したりリモート授業（遠隔授業）を行っている。

●出前授業「進路ガイダンス」

学校名：土佐女子高等学校 2年生

日 時：令和7年6月11日（水）

①午後1時25分～2時15分

②午後2時25分～3時15分

人 数：2年生 20名（2回合計）

講 師：水松啓太（当館職員）

内 容：

学校がキャリア教育の一環で実施した、様々な専門分野の人から話をきく授業に、歴史分野担当として協力をを行った。博物館の役割や学芸員の仕事内容、学芸員に必要な資格等について話をした。



出前授業の様子

〈校外学習への協力〉

学校周辺の地域の歴史や高知城・城下町等について、学校が校外学習（フィールド学習）を実施する際に、要望に応じて、講師を引き受けている。

○高知城の案内 5校 236名

上記とは別に、来館見学とともに、高知城の案内を11校、554名に実施している（計16校、790名）。

〈教材の貸し出し〉

学校教育の様々な場面で活用してもらえるように、当館では教材用DVDや所蔵資料の複製品等の貸し出しを行っている。

	件数
小学校	4
中学校	1
義務教育学校	0
高等学校	0
特別支援学校	1
合計	6

〈教材シートの提供〉

博物館の周辺にある高知城や城下町のフィールドワークに役立ててもらうことを目的に、教材シートの提供を行っている。

	件数
小学校	17
中学校	4
義務教育学校	0
高等学校	3
特別支援学校	1
合計	25

〈博学連携による学習活動の成果発表展〉

博物館と学校の連携・協力における学習活動の一環として、児童・生徒の学習成果発表展を館内で開催した。

●企画展「高知の地震災害史～紡がれた記憶と記録～」

関連行事「学校による学習成果展」

学 校 名：高知県立盲学校

高知市立三里中学校

土佐女子中学高等学校

高知県立安芸中学高等学校

展示期間：令和7年3月20日（木・祝）～5月25日（日）

展示場所：高知城歴史博物館2階 通路エリア

内 容：

前年度3月から5月に開催した企画展「高知の地震災害史」の関連企画として、南海トラフ地震の歴史について学んだ児童・生徒によるポスター、防災や防災ストーリー等の作品、それに係る学習活動を紹介したパネルを展示した。

(P.16参照)

〈高知県教育委員会主催事業への協力〉

令和7年度新しい学校のリーダー研修

「高知の魅力を再発見するバスツアー」

日 時：令和7年8月6日（水）

午前9時30分～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

参加人数：高知県内の高校生13名

主 催：高知県教育委員会高等学校課

内 容：

高知県教育委員会主催のキャリア教育推進事業に協力を行った。当事業は、高知県内の文化施設や民間企業を訪問し、伝統や特色ある産業について学び、高知県の魅力や課題解決について考えることを目的としている。

当館では、博物館の役割や仕事内容等についての概要説明や、施設見学を行った。また、当館職員との座談会を実施し、博物館や高知県の魅力や課題等についての意見交換を行った。

〈職場体験学習の受け入れ〉

中学校・高等学校がキャリア教育の一環で実施する職場体験学習に協力している。資料の整理や展示の準備、講座・行事の企画、広報・情報発信、受付での窓口業務など、博物館の活動や管理運営に係る様々な分野の体験を行っている。令和7年度は、中学校1校3名を受け入れ、体験学習を実施した。

●土佐女子中学校

日時：令和7年11月12日（水）～11月13日（木）

人数：3名

〈スクール・ミュージアムバス事業〉

多くの学校が博物館を訪れ、児童・生徒たちに高知の歴史や文化にふれてもらえるように、学校が博物館に来館する際のバス代等の諸経費を当館が一部補助する事業を実施している。令和7年度は、申込みのあった以下の12校を対象に実施した。

	学校名
小学校	いの町立伊野南小学校（6年生） 高知市立介良潮見台小学校（6年生） 土佐市立宇佐小学校（5、6年生） 土佐市立新居小学校（1～5年生） 南国市立大湊小学校（3、4年生） 南国市立長岡小学校（4年生） 南国市立日章小学校（6年生） 南国市立三和小学校（5年生）
中学校	馬路村立馬路中学校（1～3年生）
高等学校	高知県立窪川高等学校（1年生） 高知県立中芸高等学校（1～3年生）
特別支援学校	高知県立山田特別支援学校（高等部2年生）

③大学との連携・協力

〈博物館実習の受け入れ〉

学芸員資格取得のための必須科目である博物館実習の受け入れを行っている。資料の整理保存、調査研究、展示公開、教育普及、地域連携・地域支援ならびに博物館の管理運営・広報等、博物館の業務全般にわたる実習を実施した。

日 時：令和7年8月20日（水）～8月28日（木）

計8日間（8月24日（日）は休み）

実習生：5大学 9名

高知大学3名 都留文科大学1名

徳島文理大学3名 山口大学1名

立命館大学1名



博物館実習の様子

〈インターンシップの受け入れ〉

高知県庁が実施しているインターンシップに協力している。令和7年度は、県庁（歴史文化財課）からの依頼を受け、3名の学生を受け入れ、博物館の役割や事業内容等について紹介し、意見交換を実施した。

日 時：令和7年8月28日（木）

受け入れ学生：3大学 3名

高知県立大学1名 静岡文化芸術大学1名
松山大学1名

〈大学講義への協力〉

大学の教育への協力として、職員の専門性や博物館施設を活用した取組みを行っている。

◆大学非常勤講師の受諾

①高知大学人文社会科学部

講義名：「日本近世近代史料講読Ⅰ」

講 師：渡部淳（当館職員）

②高知大学医学部

講義名：「学問基礎論」

講 師：渡部淳（当館職員）

③高知県立大学

講義名：「日本文化論」

講 師：渡部淳（当館職員）

◆大学講義等への講師協力

①高知県立大学文化学部

講義名：「地域文化論」

テーマ：「高知の地震災害史～紡がれた記憶と記録～」

講 師：水松啓太（当館職員）

②高知工科大学

「ジョン万次郎プログラム」

テーマ：「日本の文化体験」

講 師：中屋真理（当館職員）

④学校教育事業 普及・広報

〈学校の教員向け 博物館利用案内冊子〉

学校教育で博物館を有効的に活用してもらうことを目的に、学校の見学や出前授業等における博物館の活用方法をまとめた冊子を高知県内の学校に配布した。

〈学校関係者向け ホームページ〉

学校教育における博物館活用の促進を目的に、学校関係者向けのホームページを作成し、適宜更新を行った。



▲教員向け案内冊子

〈高知城・城下町紹介パンフレット〉

開館以来、高知城と城下町を子ども向けに紹介するパンフレット「歩こう！楽しもう！高知城」と「歩こう！楽しもう！高知の城下町」を無料配布している。令和7年度も、子ども向けの行事や学校見学の受け入れの際などに配布した。

6 地域連携

現在、高知県の各地域においては、過疎高齢化といった社会的問題や地震・津波などの自然災害により、地域の歴史資料や様々な歴史・文化資源が失われようとしている。当館では、先人たちが脈々と受け継いできた歴史と文化を後世へ継承するため、地域の住民や行政、文化施設等と連携・協力し、様々な活動に取り組んでいる。令和7年度は以下の事業を行った。

（1）地域活動への協力

県内の諸団体が主催の歴史文化に関する学習会や行事等へ講師を派遣するなど協力を行っている。令和7年度は、以下のとおり実施した。

①高知市文化観光スポーツ部文化振興課「令和7年度 学級・講座運営説明会」

日 時：令和7年5月15日（木）

午後2時5分～3時5分

場 所：高知市文化プラザかるぼーと
（高知市九反田）

主 催：高知市文化観光スポーツ部文化振興課

題 目：「山内家資料で見る土佐藩の歴史～土佐入国から幕末維新まで～」

講 師：片岡剛（当館職員）

参加人数：36名

②高知市老人クラブ連合会「地域交流ミニデイサービス事業」

日 時：令和7年5月22日（木）

午前10時～11時

場 所：一ツ橋小学校（高知市吉田町）

主 催：一ツ橋小学校ミニデイ

題 目：「山内家資料で見る土佐藩の歴史～一ツ橋地区を中心に～」

講 師：片岡剛（当館職員）

参加人数：約20名

③合同会社 風「風のカレンダー」事業への制作協力

日 時：令和7年6月9日（月）

午前11時～正午（3階展示室等案内）

午後1時～3時（ワークショップ）

場 所：高知城歴史博物館
1 階実習室・3 階展示室など
主 催：合同会社 風
協 力：こうちミュージアムネットワーク
講 師：丸塚花奈子、岡本麻衣、島巻和加（当館職員）
参加人数：約13名
内 容：

障害者施設と文化施設との交流・連携として、「風のカレンダー 2026」の制作に協力した。当館は、カレンダーの3月を担当し、大豊町の社会福祉法人土佐厚生会就労継続支援B型ワークセンター ファーストと一緒に制作した。なお、完成したカレンダーは当館ミュージアムショップで販売をおこなった。



作業風景

④立川体験交流の会「立川番所御殿の夕べ」

日 時：令和7年10月18日（土）
午後3時～7時30分
場 所：旧立川番所書院（長岡郡大豊町立川下名）
主 催：立川体験交流の会
共 催：立川番所保存会、高知城歴史博物館
後 援：大豊町、大豊町教育委員会、大豊町観光開発協会
講 師：渡部淳、岡本麻衣（当館職員）
参加人数：20名



行事風景

⑤高知市まちづくり未来塾定例会「行政とオープントーク」

日 時：令和8年1月9日（金）

午後7時～9時

場 所：高知市たかじょう庁舎6F 会議室
（高知市鷹匠町）
主 催：高知市まちづくり未来塾
題 目：「南海トラフ地震の歴史に学ぶ」
講 師：水松啓太（当館職員）
参加人数：約20名

⑥一宮コミュニティ計画推進市民会議「一宮の歴史勉強会」

日 時：令和8年2月19日（木）
午後2時～3時
場 所：一宮ふれあいセンター2F（高知市一宮）
主 催：一宮コミュニティ計画推進市民会議
題 目：「一宮の歴史勉強会～一宮地区かいわいの歴史について～」
講 師：片岡剛（当館職員）
参加人数：20名

（2）地域資料の調査

高知県の歴史や文化を後世へ継承することを目的に、各地域の歴史資料の整理保存・調査および調査成果の公開への協力を行っている。令和7年度は以下のとおり実施した。

①地域資料相談

①個人等所蔵資料

令和7年度は、個人・寺社等が所蔵している資料等について、3件（高知市・須崎市・大豊町）の調査に協力した。資料の移管先や活用方法についての助言のほか、資料の記録撮影を行った。



調査風景

②戦争関係資料調査

令和7年度は1件（高知市）の調査を行った。
※P.32、6－（2）－②－④資料集『近藤万兵衛関係文書―ある戦死者の記録―』刊行参照。

③地域資料に関する相談対応

地域資料調査に関する相談が1件（高知市）あり、個人が収集した資料の保存等について助言を行った。

②調査協力の成果

①土佐神社所蔵資料調査記者発表

土佐神社（高知市一宮地区、土佐国一ノ宮）土蔵内の資料について、平成26年から令和5年度にかけて約9年間、30回を超える整理保存・調査を行った結果、帳簿や書籍、奉納品など4,416点の様々な資料が確認された。その成果を県民に広く周知し、その重要性和意義を報告する「土佐神社土蔵資料調査報告会」に協力した。

日 時：令和7年6月9日（月）
午後2時～3時

場 所：土佐神社（高知市一宮）土佐神社社務所内
内 容：

調査経緯説明、資料概要報告、主な資料紹介、質疑応答

②カリフォルニア大学教授 ルーク・ロバーツ氏特別講演 「侍の娘 森直（もり・なお）の意外な離婚について」

日 時：令和7年6月28日（土）
午後1時30分～3時

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール
講 師：ルーク・ロバーツ氏（カリフォルニア大学サンタ・バーバラ校歴史学部日本史担当教授）

参加人数：57名

内 容：

江戸時代の高知土佐の歴史を研究してきたルーク・ロバーツ氏の近年の研究テーマのひとつである「侍階級のジェンダーと家」に関して、土佐藩士家に伝わる私的な記録や当館所蔵の土佐山内家資料から判明した、最新の研究成果を元に講演を行った。

③戦後80年記念講座 昭和20（1945）年8月を語る

日 時：令和7年8月3日（日）
午後2時～4時

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

語 り 部：梅木昭和氏、崎山ひろみ氏

参加人数：44名

内 容：

戦後80年を迎えるにあたり、これまで調査協力してきた戦争関係聞き取りの成果報告として、調査対象者を語り部としてお招きし講演を行った。



講座風景

④資料集『近藤万兵衛関係文書—ある戦死者の記録—』刊行

令和6年度より相談のあった、個人蔵の戦争関係資料調査を進め、その成果を資料集にまとめて刊行した。相談者の父・近藤万兵衛に関する、戦地からの手紙やハガキ、遺留品など戦争関係資料67点を口絵写真や翻刻とともに、解説を行った。

仕様：A4判、68頁

売価：990円（税込）

⑤記念講座 戦後80年記念出版「近藤万兵衛関係文書—ある戦死者の記録—」を読む

日 時：令和8年2月1日（日）
午後1時30分～3時

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

講 師：渡部淳（当館職員）

参加人数：58名

内 容：

調査の成果と資料集の刊行を広く周知するために報告会を行った。当日は、実際に調査した資料（手紙・ハガキ・写真等）も展示公開した。

※P.32、6—（2）—②—④資料集『近藤万兵衛関係文書—ある戦死者の記録—』刊行参照。

③地域資料調査の周知

①歴史資料（古文書）調査作業見学会

歴史資料（古文書）の調査についての知識や方法の普及を目的とし、資料の発見からクリーニング、調査、撮影、カード採録、データ入力等の現場を見る見学会をおこなった。令和7年度は、大月町と南国市で実施した。

●大月町

日 時：令和8年2月8日（日）
午後1時30分～3時30分

場 所：大月町立中央公民館多目的室
（幡多郡大月町弘見）

共 催：高知県史編さん室、大月町教育委員会

講 師：岡本麻衣、片岡剛（当館職員）

参加人数：15名

●南国市

日 時：令和8年2月22日（日）
午後1時30分～3時30分

場 所：南国市立岡豊ふれあい館ホール
（南国市岡豊町）

共 催：高知県史編さん室、南国市教育委員会

講 師：岡本麻衣、片岡剛（当館職員）

参加人数：18名



見学会風景



調査風景

(3) 地域研究

県内各地の歴史について、調査、編集、講座などを行う事業であるが、過疎や災害、産業や開発などの現在の課題を意識しながら活動をしている。令和5年度より、南国市国府地区を事例に、調査内容と調査体制の拡大実験を開始し、令和7年度も引き続き調査を行っている。

①地域資料調査（南国市国府地区総合調査）

かつて土佐国国府がおかれ、現在も国分寺が所在する南国市国府地区（国分・比江・左右山の3地区で構成）をとりあげ、歴史と民俗、建造物や文化財、更には人口動態や産業構造までを総合的に調査して、地域の過去と現在を記録する活動を令和5年度より開始している。令和7年度は、神社や集会所資料の調査、祭礼調査などを行った。従前から発行している『地域記録集 土佐の村々』の拡大版的事業であり、最終的には報告集を発刊する予定。

なお、扱う分野が広範にわたり、且つ国府地区との共同作業も行うため、調査体制も拡大して進めている。

令和7年度に実施した調査は、以下のとおり。

【令和7年度 南国市国府地区総合調査】

- ・祭礼調査（国分・比江地区で計4回）
- ・国分地区の集会所（国分集会所）の古文書調査
- ・比江地区の集会所（比江集会所）の古文書調査
- ・目録及び写真帳の作成
- ・記録画像（写真・動画等）の整理

【以下の機関・団体と協力し調査を実施】

- ・高知県立歴史民俗資料館
- ・高知大学人文社会科学部岩佐和幸研究室
- ・国府史跡保存会
- ・国分地区自治会、総代会
- ・比江地区自治会、総代会
- ・南国市教育委員会生涯学習課

②『地域記録集 土佐の村々』

過疎高齢化の進行等により失われる地域の歴史の記録保存とその後世への継承、また地域の多様な歴史文化の紹介を目的として、江戸時代の村単位で地域を調査研究し「地域記録集」という冊子にまとめる活動を行っている。令和7年度は、冊子の第5号発刊に向けた、関連資料及び現地調査に関する情報収集を実施した。

③地域歴史文化展

県内地域の歴史文化をテーマとした企画展の定期開催を計画しており、令和7年度は、次回の企画について検討し、関連団体等に関する情報収集を実施した。

④出張講座

県内地域を会場に出張講座を実施している。この講座は、距離的な制約により当館の講座に参加できない方や地域を対象に、歴史資料等を紹介しながら地域の歴史を概説する内容で開講している。令和7年度は、以下のとおり開催した。

①中土佐町

日 時：令和8年1月18日（日）
午後1時30分～3時
場 所：中土佐町立文化館2Fホール
（高岡郡中土佐町久礼）
共 催：中土佐町教育委員会
題 目：「資料でひもとく中土佐の歴史と風景」
講 師：片岡剛（当館職員）
参加人数：26名
内 容：

中土佐町を構成する大野見地区・久礼地区・上ノ加江地区の3地域について、江戸時代の記録や文献を照らし合わせながら、それぞれの地域文化の特色や市町村合併の歴史について紹介した。



講座風景

(4) 地域歴史文化の紹介

①土佐材ワークショップ

高知県の木材を使った工作教室や体験コーナーを例年実施している。令和7年度は、ゴールデンウィークイベント（P.43参照）の一環として以下のとおり開催した。

日 時：令和7年5月4日（日）

午前10時～午後2時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

講 師：高芝工房、土佐ろくろく工房、堀田幸生氏、HIRAKO Lab

参 加 費：有料

参加人数：209名

内 容：

木のペンダントづくりやバードカービングなど、高知県の木材を使った工作体験を実施した。また子ども向けに木のおもちゃ体験コーナーを設置した。



行事風景

②土佐茶のふるまい

高知県の茶生産事業者の協力を得て、観光客向けに土佐茶と関連商品の提供・販売を例年実施している。令和7年度は、ゴールデンウィークイベント（P.43参照）の一環として以下のとおり開催した。

日 時：令和7年5月4日（日）

午前10時～午後2時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

協 力：池川茶業組合、霧山茶園、村田園芸、CREA-TEA

参加人数：約800名

③地域散策会

地域の史跡や歴史的景観等について当館職員や地元の方が案内する催事を実施している。令和7年度は、以下のとおり開催した。

行 事 名：「物部川流域にみる戦争の記憶～南国市・香南市・香美市を巡る～」

日 時：令和8年3月22日（日）

午前9時～午後5時

場 所：南国市・香南市・香美市

協 力：真行寺

案 内 人：清遠光慈氏（真行寺住職）、渡部淳（当館職員）

参 加 費：3,500円

参加人数：19名

内 容：

①南国市 高知龍馬空港周辺 前浜掩体群・航空隊関係碑文

（高知龍馬空港周辺に残る戦争遺跡、高知海軍航空隊之碑、日章開拓記念碑、三島村尋常小学校跡の歴史解説と見学案内）

②香南市 真行寺・手結港

（住職による寺の歴史解説と地域に関連した食事、手結港の歴史解説と見学案内）

③香南市 震洋隊殉国慰霊塔

（震洋隊の歴史解説と見学案内）

④香美市 香北町美良布地区周辺 大川上美良布神社・忠霊塔・忠魂社・やなせたかし朴ノ木公園

（大川上美良布神社周辺に残る忠霊塔・忠魂社の歴史解説、やなせたかし朴ノ木公園の見学案内）



行事風景

④土佐文化講座

産業、観光、福祉、国際交流といった多種多様な分野と連携し、土佐の歴史や文化を紹介する講座。令和7年度は、①移住者・転勤者対象、②外国人対象の講座を各1回実施した。

①移住者・転勤者対象

講座名：移住者・転勤者・新社会人・新入学生のための
土佐文化講座～歴史・土佐弁・酒と料理～

日時：令和7年6月15日（日）
午後1時30分～3時

場所：高知城歴史博物館1階 ホール

講師：渡部淳、岡本麻衣、片岡剛（当館職員）

参加人数：15名

内容：

県外出身者や高知で新生活をスタートさせた方を対象に、土佐の歴史・文化の基礎について紹介をする講座。土佐の地理と歴史・方言・酒と料理の基礎知識をスライドや実演で紹介した。

②外国人対象

講座名：外国人のための土佐文化講座～Tosa Cultural
Experience Workshop～

日時：令和8年3月29日（日）
午後2時～4時

場所：大川筋武家屋敷資料館（高知市大川筋）

共催：高知市

講師：岡本麻衣、片岡剛（当館職員）

参加人数：20名

内容：

高知県で生活する外国人を対象に、土佐の歴史と文化を紹介し高知県における生活の充実を補助する講座。武家屋敷を舞台に、土佐の歴史や武士の暮らしを紹介。さらに、甲冑の装着体験など、歴史・文化を楽しく体験する場を提供した。



講座風景

⑤地域文化講座

「地域」をキーワードとして、歴史や文化を調べる方法や課題分析を学び、地域における活動を紹介する連続講座。令和7年度は、①地域の歴史を学ぶ②地域の歴史を調べる③地域の課題を再考する④地域における実践紹介の構成で全4回実施した。

①第1回 地域の歴史を学ぶ

題目：近世城下町から歴史をみる

日時：令和7年7月19日（土）
午後1時30分～3時

場所：高知城歴史博物館1階 ホール

講師：望月良親氏（高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門准教授）

参加人数：48名

内容：

現在の都市の基となった江戸時代から続く町の歴史について、高知城下を事例に史料を紹介しながら、日本の城下町の特質やその機能などについて考察した。

②第2回 地域の歴史を調べる

題目：近世城下町をひもとく—高知城下町を事例に—

日時：令和7年9月6日（土）
午後1時30分～3時

場所：高知城歴史博物館1階 ホール

講師：片岡剛（当館職員）

参加人数：44名

内容：

高知城下町を構成する屋敷や道筋からなる町並み、そこで暮らす人々の姿など、今に残るそれらの痕跡を古文書や絵図、文献からひもとき、たどる方法を紹介した。

③第3回 地域の課題を再考する

題目：高度経済成長期の高知を問い直す—森井淳吉氏の業績を手がかりに—

日時：令和7年11月8日（土）
午後1時30分～3時

場所：高知城歴史博物館1階 ホール

講師：岩佐和幸氏（高知大学人文社会科学部部長）

参加人数：38名

内容：

現在、高知県が取り組む地域の課題に大きく影響している高度経済成長期の社会変動を振り返った。当時より時代を鋭く見つめてきた森井淳吉氏（高知短期大学名誉教授）の業績を手がかりに、それらの課題を再考した。

④第4回 地域における実践紹介

題目：①「過疎高齢化した地区を活性化させる取り組み」

②「地域とともに、地域を耕す～合同会社風の取り組み～」

日時：令和8年2月28日（土）
午後1時30分～3時30分

場所：高知城歴史博物館1階 ホール

講師：①吉川定雄氏（立川地区活性化推進委員会会長）

②鳥山百合子氏、石川拓也氏（合同会社 風）

参加人数：23名

内 容：

地域における歴史文化活動や、地域の活性化に取り組んでいる現場から、2例の具体報告をとりあげた。



講座風景

⑥お城下で見る土佐国

県内文化の保存・継承および高知市中心部の活性化に協力することを目的として、高知城や商店街等を会場に、民俗芸能を実演し紹介する「お城下で見る土佐国」を毎年開催している。令和7年度は、開館9周年記念企画(P.48参照)の一環として、以下のとおり開催した。

日 時：令和8年3月8日（日）

午前10時30分～11時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

出 演：日高村太刀踊保存会

参 加 費：無料（見学自由）

参加人数：約150名

内 容：

高岡郡日高村沖名地区の城八幡宮に伝わる「沖名の花採太刀踊」の演舞を実施した。



行事風景

⑦季節の郷土料理教室

県内文化の保存・継承を目的に、高知県の郷土料理を紹介する料理教室を開催した。

日 時：令和8年3月28日（土）

午前10時～12時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 実習室

講 師：JA高知市女性部直販部会なるクラブ

参 加 費：2,500円

参加人数：20名

内 容：

大菜・筍・リュウキュウ・ミョウガ・サバなど、春の味覚や高知の食材を使った「土佐田舎寿司」の調理実習と試食を実施した。



行事風景

（5）高知市中心市街地との連携・協力

①板垣退助生誕祭への参加

高知市中心市街地活性化への協力及び当館のPRを目的に、天神橋通商店街が主催するイベント「板垣退助生誕祭」に参加した。

日 時：令和7年5月31日（土）

午前11時～午後3時

場 所：天神橋通商店街

参 加 費：無料

参加人数：40名

内 容：

板垣退助の年譜を読む体験と、刀・兜のレプリカを着用して記念撮影できる体験コーナーを実施した。

②土曜夜市への参加

高知市中心市街地活性化への協力及び当館のPRを目的に、帯屋町商店街が主催するイベント「土曜夜市」に例年参加しており、子ども向けの体験行事を実施している。令和7年度は、以下のとおり実施した。

日 時：令和7年6月28日、7月5日・12日・19日・26日の5日間（いずれも土曜日の午後4時～8時）

場 所：帯屋町1丁目商店街アーケード

参 加 費：無料

参加人数：3,418名

内 容：

歴代藩主をテーマとしたビー玉転がしゲームと、当館

オリジナルの塗り絵うちわづくりを実施した。



行事風景

③龍馬生誕祭への参加

高知市商店街振興組合連合会より、「第16回龍馬生誕祭」（高知市中心街再開発協議会主催）への出展依頼があり、子ども向けの体験コーナーなどを実施した。

日 時：令和7年11月15日（土）

午後5時～8時

場 所：高知市中央公園（東洋電化中央公園）

参加費：無料

参加人数：136名

内 容：

坂本龍馬ゆかりの家紋や山内家の家紋を工作する紋切り遊びと、刀や兜のレプリカに触れられる体験コーナーを実施した。

④まちゼミへの参加

高知市中心市街地の地域振興を目的として、高知商工会議所等の主催で「まちゼミ」という催事が行われている。まちゼミは、中心部の参加店がそれぞれの特色を活かした講座を行う催しで、当館も例年参加している。令和7年度は以下の講座を実施した。

①第19回まちゼミ（「親子まちゼミ」）

講 座 名：刀を調べてみよう

日 時：令和7年7月20日（日）

午前10時～11時、午後2時～3時

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

講 師：筒井聡史（当館職員）

参加費：無料

参加人数：18名

内 容：

日本刀のレプリカを分解しながら構造を紹介した。また刀を身につける体験も実施した。



行事風景

②第20回まちゼミ

講 座 名：土佐和紙で「包む」と「結ぶ」体験

日 時：令和8年2月7日（土）、2月8日（日）

午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 実習室ほか

講 師：田原あけみ氏（cocoro*kurumu）

参加費：1,000円

参加人数：20名

内 容：

土佐和紙を使った包装の仕方と水引の結び方について、バレンタインの贈り物のラッピングを通して紹介した。



行事風景

（6）高知県歴史文化情報の発信・紹介

①小村データ

高知県内1,000カ所以上に及ぶ江戸時代の村単位で、地域の歴史文化情報を検索・閲覧することができる「小村データ」を当館2階の閲覧室で公開している。

②高知県情報コーナー・城下町情報コーナー

当館1階の高知県情報コーナーにおいて、各市町村の史跡や名物、文化施設や催事の情報等を映像や検索端末、印刷物により来館者に対して提供した。なお、令和7年度は、映像の内容について、高知の自然・歴史・文化に関する新規映像を付加するなど、一部リニューアルを行った。

また同1階の城下町情報コーナーにおいて、高知の城下町の歴史や見所、商店街や文化施設の情報等を映像や検索端末、印刷物により来館者に対して提供した。

③出張ジョーハク

当館のPR等を目的に、県内市町村の文化施設を会場として、当館職員による講座やワークショップを行う企画「出張ジョーハク」を実施した。令和7年度は以下のとおり実施した。

行 事 名：出張ジョーハクin室戸市

日 時：令和7年9月28日（日）

午前10時～午後3時

場 所：室戸市保健福祉センターやすらぎ

参 加 費：無料（メモ帳づくりのみ100円）

参加人数：70名

内 容：

企画展「野中兼山―時代を見据え、変革に挑む―」（P.18参照）にあわせ兼山の事績等を紹介する講座を実施した。また資料取り扱い体験コーナーや子ども向けの和綴じメモ帳づくりと甲冑体験などを実施した。



行事風景

（7）地域連携事業の普及・広報

①ホームページ・印刷物

当館ホームページ内に設けている「地域連携」のページにおいて、地域連携事業の情報発信を行った。他に地域連携事業の内容を紹介したパンフレット『地域の歴史と文化の？に高知城博が答えます！』を研修会や行事の際などに配布し、周知を図った。また、「地域企画室だより」を発行し、各事業の取り組みや地域の活動を紹介した。

②講習会等

外部主催の講習会や研究会などにおいて、地域連携事業の趣旨や活動事例等を紹介している。令和7年度は、講習会等の依頼がなかった。

7 市町村文化施設連携

高知県には多彩な文化施設が存在し、規模の大小・運営の形態・取り扱う分野の違いなど千差万別で、各文化施設の課題も様々である。当館では、こうした各文化施設が有する歴史資料の調査研究の進展、成果の活用によって、各地域の文化活動の充実を図ることを目的とし、様々な活動に取り組んでいる。令和7年度は、以下の事業を行った。

（1）市町村文化施設の諸活動に対する支援・協力

①相談窓口

市町村文化施設の資料整理・保存、調査、展示・解説など、文化施設において行われる諸分野に関する相談に対応した。情報提供や現地での共同作業のほか、当館では対応できない相談内容については適宜その分野の専門家を紹介するなどした。令和7年度は、教育委員会等から保存環境整備や用具購入等に関する相談や、歴史資料の整理・調査・撮影に関する相談が10件寄せられた。また、相談内容によっては、現地へ赴き資料調査や講座・研修への講師派遣等の活動協力を行った。

〈主な活動協力〉

月	相談機関	内容
6月	高知県史編さん室	高知県史編さん事業に関わる「歴史資料調査隊」への資料撮影研修会に講師として協力した。
10月	四万十市教育委員会	四万十市民向けに作成する資料保存啓蒙パンフレットの内容に関する相談対応。
令和8年2月	南国市教育委員会	寄贈資料を包んでいた戦前に外地で発行された古い新聞紙の保存と修理について助言を行った。



研修会風景

②所蔵資料目録編成への協力

学芸員の不在や担当職員の不足など諸事情により、収蔵資料目録が刊行されていない施設や機関を対象として、歴史資料目録の刊行に協力した。

①四万十市史編さん室（四万十市）

対 象：寺尾家資料（襖分）（277点）

期 間：令和7年10月～令和8年3月

内 容：

令和7年度より1ヶ年計画で、四万十市森沢地区寺尾家資料のうち、母屋の取り壊し時に保存した襖2枚両面分について、調査整理作業の支援を行った。資料のクリーニングや解体、整理や撮影に関する実践的な技術を高める合同調査や研修を実施した。作業は現地主体で進められ、調査データを元に簡易目録を作成し、令和8年3月に公開された。また、本事業では令和元年度の「地域学芸員」養成講座修了生も加わり、本格的な襖資料解体の研修を合わせて行った。



作業風景

（2）市町村文化施設で活用できる専門情報の集約・提供

①高知に関する研究一覧公開

明治以降に発表された高知県の歴史・考古・民俗に関する研究・文献情報を網羅的に収集する事業。明治初年～平成30年までの情報はデータベースで順次公開していく予定。令和元年度以降については、隔年毎に目録にまとめて公開していく予定。令和7年度は、『高知に関する研究・文献目録（歴史・考古・民俗）—令和五・六年度—』の公開に向け、情報収集とデータ化作業を進めた。明治初年～平成30年までの研究・文献情報については、「高知に関する研究・文献目録データベース」への情報の追加更新準備を行った。

②資料集作成

文化施設で広く利用される歴史資料を活字化し刊行するための事業。令和7年度は、引き続き編集方針の検討及び情報収集を行い候補資料について協議した。

（3）資料情報の共有化と公開

文化施設活動の活性化を目的として、県内の資料情報を一元化し公開する事業。令和7年度は、引き続き県内資料情報の収集とデータ化作業を行った。また、情報公開用データベースを運用し、情報共有化に向けた検討を行った。

（4）地域の文化施設活動に関わる人材の育成

①地域学芸員養成講座

市町村文化施設における協力者を養成することを目的とし、高知県内2箇所において全10回の講座を実施し、文化施設の諸活動に必要な技術や知識について実習を含め紹介した。令和7年度は、高知市、香南市で開催した。



講座風景

①城博会場

会 場：高知城歴史博物館1階実習室（高知市）

会 期：毎月第2土曜日（全10回）

講 師：片岡剛（当館職員）

登録者：10名

②地域会場

会 場：香我美市民館大ホール（香南市）

会 期：8月～12月第1・3木曜日（全10回）

講 師：片岡剛（当館職員）

登録者：12名

〈養成講座題目一覧〉

	題目	内容
1	オリエンテーション	博物館略史や関連法規、高知県内外の博物館の現状と課題
2	資料保存	資料を劣化から守るための知識と資料梱包技術
3	資料取扱	古文書のたたみ方や、紐の結び方など資料取扱の基礎
4	資料調査	調査カードの採録と資料の撮影方法
5	公開（展示）	展示作業道具の紹介と展示実習、展示準備に必要な郷土史の調べ方
6	普及	博物館が行う生涯学習と学校教育の現状と課題
7	広報	博物館情報を発信するための広報戦略
8	総括	全体のまとめと復習
通年	古文書	資料調査に役立つ古文書解読の基礎と応用

②専門技術に特化した講座

養成講座受講生を対象に、より専門性の高い知識と技術の習得を目指すフォローアップ研修を実施する講座。

令和7年度はまず、令和元年度修了者を対象に、地域資料のうち、特に状態の悪い襖下貼資料の解体作業の技術を高めるため、実習形式で研修を行った。次に、本年度地域会場受講生を対象に、地域資料の実践的な撮影方法について、実習形式で研修を行った。

①寺尾家資料(襖分)調査 (全3回)

場 所：旧田野川小学校、旧蔵岡中学校（四万十市）

日 時：第1回（令和7年10月14日）

第2回（令和7年11月11日）

第3回（令和7年12月11日）

（各回：午後1時～4時）

講 師：片岡剛、田井東浩平（当館職員）

参加者：15人（延べ）

※目録編成支援事業と同時開催（P.38、7－

（1）－②所蔵資料目録編成への協力参照）

②香南市教育委員会未整理資料調査 (全2回)

場 所：香南市立香我美市民会館（香南市）

日 時：第1回（令和7年12月4日）

第2回（令和7年12月18日）

（各回：午後1時～4時）

講 師：片岡剛、岡本麻衣（当館職員）

参加者：22人（延べ）

※地域学芸員養成講座と同時開催（P.39、7－

－（4）－①地域学芸員養成講座参照）



研修風景

（5）こうちミュージアムネットワークの事務局担当

県内の「文化」に関係する団体・個人約80機関が所属する県内最大の文化ネットワーク「こうちミュージアムネットワーク」の事務局を担当し、庶務・経理事務にあたった。

また、高知県地域観光課より依頼を受け、こうちミュージアムネットワーク主催「どっぴり高知旅」関連企画（令和7年6月～令和8年3月）の連絡調整事務を担当した。



関連企画冊子

8 広報

高知城歴史博物館の事業は、保存、調査研究、展示公開、教育普及、さらには地域振興・観光振興への寄与と多岐に渡り、当館はこれに基づいて様々な事業を展開している。広報は、これらの活動に関する情報を特に利用者拡大の視点から横断的かつ統一的に発信するとともに、博物館活動の周知とその社会的意義に対する認知および理解向上を促進するために広報活動に取り組んでいる。

令和7年度は以下のような活動を中心に事業を行った。

（1）広報

自主媒体による広報としては、広報紙「城博ニュース」の定期発行、企画展や講座・催し物ごとに制作するポスター・チラシの配布・発送、パンフレットおよび年間スケジュールリーフレットの発行、ホームページおよびSNSを活用した情報発信を行っている。

①広報紙「城博ニュース」の発行

企画展や講座・催し等の開催情報のほか、当館収蔵資料の魅力や様々な博物館活動を周知する目的で定期的に発行している。



令和7年5月12日号



令和7年8月4日号



令和7年11月27日号



令和8年2月2日号

②広報ツールの発行

博物館紹介パンフレット、年間スケジュールリーフレット等の各種広報ツールを制作・発行し、年間を通して活用している。

●博物館紹介パンフレット



●年間スケジュールリーフレット



●「Social Story (ソーシャルストーリー) はじめて博物館に行きます。」

高知県および高知文化祭課との連携により、発達障害の方をはじめ、博物館にはじめて訪問する方、利用することに不安を感じる方などが、どなたでも博物館を楽しみながら過ごすことができるよう、わかりやすく説明した「Social Story (ソーシャルストーリー) はじめて博物館に行きます。」を発行した。



③ホームページおよびSNS等の運用

【ホームページ】

ホームページでは、利用案内や施設案内などの基本情報を掲載しているほか、各種お知らせ、展示や講座・催し物の開催情報等を随時更新している。また、収蔵資料の紹介や土佐藩の歴史文化に関連する記事も公開している。

令和7年度は、掲載情報の整理のためにトップページをはじめとした主要ページを改修した。また、ホームページを通じた入館者増を目的に新たに「高知城歴史博物館の楽しみ方」ページを新設した。



ホームページトップ画面 (一部)



博物館の楽しみ方ページ（一部）

【SNS等】

X（旧Twitter）、Facebook、Instagramのアカウントを運用し、各種お知らせや展示・催し物等の開催情報のほか、学芸員による展示の見どころやミニ知識、博物館の活動紹介などを随時発信している。

LINE公式アカウントも活用し、展示・催し物等をはじめとした情報の細やかな発信に取り組んだ。

④メディア対応等

企画展や行事等の開催にあわせてマスメディアへのプレスリリースを行い、事業担当者と協力して取材対応や情報提供等を行った。また、各種外部媒体やWEBメディア等への情報掲載依頼や情報提供対応を行い、情報発信に取り組んだ。

高知県内での周知としては、県発行の広報誌および県内各市町村が発行する自治体広報誌への企画展等の開催情報掲載依頼も定期的に行った。

⑤出張広報活動

県民へのPRを目的に館外でのイベント等を実施している。令和7年度は、高知市中心商店街で開催された「板垣退助生誕祭」（5月）、「土曜夜市」（6月・7月）、「龍馬生誕祭」（11月）に参加した。（P.37参照）また、高知市文化プラザかるぽーとで開催された「まんさいこうちまんがフェスティバル2025」（11月1日・2日）に参加し、当館キャラクターやまびよんの着ぐるみ登場やチ

ラン配布等を実施した。また、室戸市にて「出張ジョーハク」（9月）を開催した。（P.38参照）

（2）宣伝・広告

テレビCMや広告等を実施し、企画展等事業の認知向上、誘客促進に取り組んだ。令和7年度は、主に以下の宣伝・広告を実施した。

企画展「野中兼山ー時代を見据え、変革に挑むー」テレビCM／高知県内】（令和7年9月13日～19日）



企画展「野中兼山ー時代を見据え、変革に挑むー」・「南海太郎朝尊の刀剣」特別展示 高知市中心商店街アーケード広告】（令和7年11月1日～31日）



（3）誘客の取組

①旅行会社へのPR

観光客等の誘客の取組として、随時、旅行会社等へのPRや旅行商品の企画・造成への協力を行っている。

令和7年度は、東京および大阪で開催された高知県観光説明会（9月）に参加し、各旅行会社との商談会にも取り組んだ。

②高知城敷地内へのPR看板設置

高知城来場者の誘客を目的に、高知城敷地内に当館PR看板を設置（4箇所）している。

令和7年度は、高知城来場者へのPR強化のため、各看板のデザインをリニューアルした。



高知城敷地内に設置している看板（懐徳館そば）

③高知城でのPRブース

高知城来場者へのPRを目的に、秋の行楽シーズンの連休中（10月12日）に、高知城追手門前にPRブースを設けた。当日は、兜等の体験道具の設置等と合わせて開催中の企画展「野中兼山―時代を見据え、変革に挑む―」、「南海太郎の刀剣」特別展示のチラシや当館パンフレット等を配布しながら、隣接する当館への案内を行った。



当日の様子

（４）広報イベントの開催

博物館のPRおよび誘客向上を目的に、大型連休等にあわせて日本や高知の歴史・文化をテーマとした様々なイベントを開催している。令和7年度は以下の企画を実施した。

①城博のGW（ゴールデンウィーク）

5月の大型連休にあわせて家族客や観光客等に博物館を楽しんでいただけるよう以下の企画を開催した。

①土佐材ワークショップ

日 時：令和7年5月4日（日）

午前10時～午後2時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

参加人数：209名

（P.34参照）

②土佐茶のふるまい

日 時：令和7年5月4日（日）

午前10時～午後2時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

参加人数：約800名

（P.34参照）

③手裏剣道場

日 時：令和7年5月5日（月）

午前10時～午後2時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

協 力：（一財）日本抜刀道連盟高知支部 興武館

参加人数：310名

内 容：

手裏剣を的に投げ当てる体験と抜刀術の演武を実施した。



行事風景

④武士の装い体験

日 時：令和7年5月3日（土）～5月6日（火）

午前10時～午後2時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージほか

参 加 費：無料

参加人数：169名

内 容：

刀や甲冑のレプリカを身につける体験を実施した。



行事風景

⑤県産材のおもちゃコーナー

日 時：令和7年5月3日（土）～5月6日（火）
午前10時～午後2時
場 所：高知城歴史博物館 北ステージほか
参 加 費：無料
参加人数：約350名
内 容：
木の玉プールや積み木で遊べるコーナーを設置した。

⑥カツオの一本釣りに挑戦！

日 時：令和7年5月3日（土）・5月6日（火）
午前10時～午後2時
場 所：高知城歴史博物館 北ステージ
参 加 費：無料
参加人数：約100名
内 容：
実際の釣り竿で木製のカツオを釣り上げる体験コーナーを設置した。

⑦「高知かるた」で土佐の魅力発見！

日 時：令和7年5月3日（土）～5月6日（火）
午前10時～午後2時
場 所：高知城歴史博物館1階 和室
参 加 費：無料
参加人数：105名
内 容：
高知を題材としたかるたの体験コーナーを設置した。

⑧やまびょん&くろしおくんに会いにきて！

日 時：令和7年5月3日（土）～5月6日（火）
午前11時・午後1時
場 所：高知城歴史博物館 北ステージほか
参 加 費：無料
参加人数：約200名
内 容：
当館キャラクターやまびょん和高知県のイメージキャラクターくろしおくんの着ぐるみ登場や、コラボ缶バッジのプレゼントを実施した。



行事風景

⑨憲法記念日講座

日 時：令和7年5月3日（土）
午前10時～11時30分
場 所：高知城歴史博物館1階 ホール
講 師：渡部淳（当館職員）
参 加 費：無料
参加人数：40名
内 容：
土佐藩三大法令の一つ「元禄大定目」の概要や条文等を紹介した。

⑩その他

- ・体験コーナー設置（3日～6日、1階ホールほか）
- ・キッチンカー出店（3日～6日、北ステージ）

①夏休みキッズデー

夏休みにあわせて家族客や観光客等にも博物館を楽しんでいただけるよう以下の企画を実施した。なお、実施にあたり高校生ボランティア（「ナツボラ2025」参加者）15名の受け入れを行った。

日 時：令和7年7月26日（土）・27日（日）、8月2日（土）・3日（日）・16日（土）・17日（日）
参加人数：1,668名（わくわく夏の体験コーナー）
内 容：
小学生以下の子どもの同伴者1名まで観覧無料。また、竹の水鉄砲や木の魚すくい等が楽しめる「わくわく夏の体験コーナー」を実施（無料）。また、子ども向けにやまびょんガチャを設置した（1回100円）。その他、親子で高知の自然や文化に親しんだり、季節感を味わえるような体験企画を以下の通り実施した。

①塗り絵うちわづくり

日 時：令和7年7月26日（土）、8月2日（土）、8月16日（土）
午前10時～午後2時
場 所：高知城歴史博物館1階 エントランス
参 加 費：無料
参加人数：66名
内 容：
当館オリジナルの塗り絵うちわづくりを実施した。

②お城をつくろう

日 時：令和7年7月27日（日）
午前10時～午後2時
場 所：高知城歴史博物館1階 エントランス
講 師：造形教室
参 加 費：500円
参加人数：47名
内 容：
高知城をテーマとしたペーパークラフトづくりを実

施した。

③浴衣着付け体験

日 時：令和7年8月3日（日）

午前10時～午後2時

場 所：高知城歴史博物館 1階 和室

講 師：高知文化服装専門学校

参 加 費：無料

参加人数：43名

内 容：

浴衣の着付け体験と氷柱に触れながら記念撮影できる体験を実施した。

④ちぎり絵うちわづくり

日 時：令和7年8月3日（日）

午前10時～午後2時

場 所：高知城歴史博物館 1階 エントランス

講 師：土佐和紙 井上手漉き工房

参 加 費：500円

参加人数：40名

内 容：

土佐和紙を使ったちぎり絵うちわづくりを実施した。

⑤水のいらないふしぎな金魚鉢

日 時：令和7年8月3日（日）

午前10時～午後2時

場 所：高知城歴史博物館 1階 エントランス

講 師：ヒガシモリナオ氏（和紙造形作家）

参 加 費：500円

参加人数：31名

内 容：

土佐和紙を使ったオリジナル金魚鉢づくりを実施した。



行事風景

⑥漂流物でジオラマづくり

日 時：令和7年8月17日（日）

午前10時～午後2時

場 所：高知城歴史博物館 1階 エントランス

講 師：なかひらじゅんこ氏（イラストレーター）

参 加 費：700円

参加人数：60名

内 容：

県内の海岸で集めたシーグラスや貝殻を使ったジオラマづくりを実施した。

⑦竹の水鉄砲づくり

日 時：令和7年8月17日（日）

午前10時～午後2時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

講 師：堀田幸生氏（木育インストラクター）

参 加 費：500円

参加人数：61名

内 容：

高知の竹を使った水鉄砲づくりを実施した。



行事風景

⑧その他

- ・かき氷出店（日曜日の3日間、北ステージ）
- ・氷柱の設置（日曜日の3日間、北ステージ）

③秋期イベント

秋の連休や祝日等にあわせ、多くの方に博物館に親しんでいただけるよう、各種イベントや開催中の企画展に関連した企画等を以下の通り実施した。

①塗り絵うちわづくり&紋切り体験

日 時：令和7年9月14日（日）

午前10時～午後2時

場 所：高知城歴史博物館 1階 エントランス

参 加 費：無料

参加人数：13名

②やまびんペーパークラフトづくり

日 時：令和7年10月12日（日）

午前10時～午後2時

場 所：高知城歴史博物館 1階 エントランス

参 加 費：無料

参加人数：8名

③こども高知城写生画展

会 期：令和7年11月1日（土）～11月30日（日）
場 所：高知城歴史博物館1階 エントランス
参 加 費：無料
協 力：高知市教育研究会
応募点数：37点（17校）
内 容：

高知市教育研究会主催の「2025年度夏休み子ども教室（写生）」に参加した児童の作品を募集・展示した。また、応募作品の中から「ジョーハクが選ぶいいね賞」（3名）を選出し、賞品（図書カード）を贈呈した。



行事風景

④佐川茶のふるまい

日 時：令和7年11月9日（日）
午前10時～午後2時
場 所：高知城歴史博物館 北ステージ
出 店：村田園芸、お山の茶 明郷園、土佐茶寮 山の灯
参加人数：約120名
内 容：
連携展示「令和土佐藩」（P.22参照）の関連企画として、刀工・南海太郎朝尊の出身地で茶所としても知られる佐川地域のお茶の試飲・販売会を実施した。

⑤おっきい こんのすけ撮影会

日 時：令和7年11月15日（土）
午前11時～、午後1時30分～
場 所：高知城歴史博物館3階 展望ロビー
出 演：株式会社ニトロプラス
参 加 費：無料（要観覧券）
参加人数：173名
内 容：
当館が参加した2つの刀剣展示「特別展 南海太郎朝尊」・「令和土佐藩」（P.22参照）と「刀剣乱舞ONLINE」とのコラボを記念したキャラクター撮影会を実施した。



行事風景

⑥土佐ゆかりの人物缶バッジをつくろう！

日 時：令和7年11月23日（日）・12月7日（日）
午前10時～午後2時
場 所：高知城歴史博物館1階 エントランス
参 加 費：100円
参加人数：77名
内 容：
企画展「野中兼山一時代を見据え、変革に挑む」（P.18参照）の関連企画として、野中兼山をはじめとする土佐ゆかりの人物について、缶バッジづくりを通して紹介するイベントを実施した。

④博物館に初もうで

正月休みの家族客や帰省客等に博物館を楽しんでいただけるよう以下の企画を実施した。

①お正月特別体験コーナー

日 時：令和8年1月2日（金）～3日（土）
午前10時～午後3時
場 所：高知城歴史博物館1階 ホール、北ステージ
参 加 費：無料
参加人数：1,314名
内 容：
羽子板やコマ回し、福笑いや書き初めなどお正月にちなんだ体験の他、刀や兜のレプリカに触れられるコーナーを設置した。

②オリジナル絵馬&やまびょんおみくじ

日 時：令和8年1月2日（金）～3日（土）
午前10時～午後3時
場 所：高知城歴史博物館1階 エントランス
料 金：700円
参加人数：12名
内 容：
当館オリジナル絵馬と、当館キャラクターやまびょんにちなんだおみくじの販売を実施した。

③新春 和紙あそび 土佐和紙パネルアート

日 時：令和8年1月3日（土）

午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館 1 階 実習室

講 師：土佐和紙 井上手漉き工房

参 加 費：500円

参加人数：29名

内 容：

自分で作った土佐和紙の上に色和紙を飾り、正月にちなんだアート作品づくりを実施した。



行事風景

④新春呈茶

日 時：令和8年1月3日（土）

午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館 1 階 和室

参 加 費：500円

参加人数：93名

協 力：高知大学裏千家茶道部、御菓子司 小笠原

内 容：

正月らしい和菓子と抹茶を提供する呈茶会を実施した。

⑤新春ステージ

日 時：令和8年1月3日（土）

午前10時30分～午後2時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

出 演：高知市立高知商業高等学校書道部、梶本神社獅子舞復元保存会、日本抜刀道連盟高知支部 興武館

参 加 費：無料

参加人数：275名

内 容：

新春にちなみ、書道パフォーマンスや獅子舞の演舞、抜刀術の演武を実施した。



行事風景

⑥その他

・キッチンカー出店（2日・3日、北ステージ）

⑤開館9周年イベント「城博の日」

例年、3月初旬の土、日曜日に、開館記念行事を開催している。令和7年度は、3月7日（土）、8日（日）を観覧料無料とし各日先着450名にオリジナルグッズのプレゼントも実施した。また、以下の記念行事等を開催した。

①学芸員による展示の楽しみ方ミニ解説

日 時：令和8年3月7日（土）

午前10時、午後1時30分（各回約20分）

8日（日）午前10時、11時30分、午後1時30分（各回約20分）

場 所：高知城歴史博物館 3 階 展示室

参 加 費：無料

参加人数：107名

講 師：藤田雅子、尾本師子、高木翔太、水松啓太、丸塚花奈子（当館職員）

②バックヤードツアー&保存修理技術の体験

日 時：令和8年3月7日（土）

午前11時、午後2時（各回約1時間）

場 所：高知城歴史博物館バックヤード、1階 和室

参 加 費：無料

参加人数：27名

講 師：田井東浩平（当館職員）

③記念講座「土佐藩と馬3題」

日 時：令和8年3月7日（土）

午前11時～正午

場 所：高知城歴史博物館 1 階 ホール

参 加 費：無料

参加人数：55名

講 師：渡部淳（当館職員）

④博物館の裏がわを探検してみよう！

P.25を参照

⑤歴史資料の保存&取扱い体験コーナー

日 時：令和8年3月8日（日）

午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館 1階 実習室

参 加 費：無料

参加人数：約164名

⑥わくわく！体験コーナー

日 時：令和8年3月7日（土）、8日（日）

午前10時～午後3時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

参 加 費：無料

参加人数：約449名

⑦宮尾悠ミュージアムコンサート

日 時：令和8年3月7日（土）

午前10時30分、午後1時（各回約30分）

場 所：高知城歴史博物館 1階 エントランス

演 奏：宮尾悠、荒金心鈴

参加人数：232名



演奏風景

⑧「沖名の花採太刀踊」（お城下で見る土佐国）

P.36を参照

⑨土佐藩主山内家墓所特別公開

P.51を参照

⑩その他

来館者サービスや誘客向上を目的とした特別企画等を実施している。令和7年度は以下の企画を行った。

①よさこい祭りにおける臨時売店

日 時：令和7年8月10日（日）～8月12日（火）

午前11時～午後9時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

内 容：

観光振興への寄与、当館のPR及び賑わい創出を目的に、「よさこい祭り」開催日において、出店者募集の上、来館者等に飲食物を提供する臨時売店を設置した。



行事風景

②ジョーハクの門松

日 時：令和7年12月21日（日）

午前10時～10時30分

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

講 師：西本達弘氏

参 加 費：無料

参加人数：15名

内 容：

当館に飾る門松の組み立てを行いながら、その材料や構造等について紹介した。

③高知丸の内高校によるミニコンサート

日 時：令和8年3月15日（日）

午前11時～正午

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

出 演：高知県立高知丸の内高等学校音楽科及び琴部

参 加 費：無料

参加人数：80名

内 容：

外国大型客船の寄港や日曜市の開催にあわせ、観光客や県民を対象とした演奏イベントを実施した。



行事風景

9 文化施設連携

(1) こうちミュージアムネットワーク

こうちミュージアムネットワークに参加し、事務局、及び幹事館として「地域資料調査部会」を担当した。部会では文化財防災に係る研修会を企画・開催したほか、第12回全国史料ネット研究交流集会in高知（令和8年1月11日・12日）の開催のため、同部会を中心に実行委員会を結成し、準備・運営を担った。

(2) 土佐藩・土居関係機関連携協議会

高知県立高知城歴史博物館、安芸市立歴史民俗資料館、佐川町立青山文庫、宿毛市立宿毛歴史館、四万十町教育委員会、本山町教育委員会の6機関による連携協議会。令和6年度に発足し、土佐藩の歴史や文化に関して、山内家・土居付き家老にゆかりのある地域の施設や機関が連携し、情報共有を行い、新たなつながりを生む活動を目指している。令和7年度は、当館が協議会の会長館及び事務局を務め、適宜担当者会を開き、土佐藩・土居関係機関連携協議会総会を開催した（令和8年3月・書面決議）。

(3) 高知お城下文化施設の会

平成28年、高知市中心部に所在する文化施設の連携組織「高知市中心部文化施設の会（通称：お城下ネット）」が発足した。同会は、高知市中心部の博物館・図書館等の文化施設が相互に連携することにより、各施設が行う事業の充実と利用促進を図り、高知県・高知市の文化振興、観光振興および高知市中心部の活性化に文化面から寄与することを目的としており、事務局である当館の他、オーテピア高知図書館、高知県立文学館、高知城、高知市立龍馬の生まれたまち記念館、高知みらい科学館、横山隆一記念まんが館が参加している。令和7年度は、主な活動として、①合同イベント「第9回お城下文化の日」の開催、②印刷物「令和8年度お城下文化手帳」の編集を以下のとおり実施した。

①「第9回お城下文化の日」

高知市中心部の活性化および文化振興、各施設への誘客促進を目的に「第9回お城下文化の日」を開催し、「合同ワークショップ」、「高知城ガイド企画」、「スタンプラリー企画」を以下のとおり実施した。

開催日：令和7年11月9日（日）

場所：帯屋町2丁目商店街アーケード、高知城

参加人数：催事全体約1,130名（当館関係196名）

内容：

当館は合同ワークショップでは、帯屋町2丁目商店街アーケードにて、ペーパークラフトづくり体験と甲冑のレプリカを身につけられる体験コーナーを実施した。また、高知城のマニアックな歴史等を紹介するガイド企画や、他団体主催イベントと連携したスタンプ

ラリーも実施し、景品として当館オリジナルグッズと無料観覧券を提供した。



高知城マニアックガイド風景

②「令和8年度お城下文化手帳」

高知市中心部における文化振興、来街者の増加・回遊促進、各施設への入館者増などを目的に、県民及び観光客を対象とした中心部の文化情報を紹介する印刷物「お城下文化手帳」を発行している。令和7年度は、参加施設情報や中心部マップ、まちあるきコース等の情報を掲載した令和8年度版を編集・発行した。

第3章 土佐山内記念財団について

1 管理と運営

(1) 理事会・評議員会

理事会並びに評議員会では重要事項等を審議している。

●理事 8名 (令和8年3月31日現在)

三浦 謙一	公益財団法人土佐山内記念財団理事長
山内 豊浩	山内家代表
五藤栄一郎	富士書房代表取締役社長
西山 彰一	宇治電化学工業代表取締役会長
佐竹 慶生	前高知放送相談役
永野 隆史	高知市教育長
池上 香	高知県文化生活部長
渡部 淳	高知県立高知城歴史博物館長

●監事 2名 (令和8年3月31日現在)

廣光 良昭	税理士
岩松 亨剛	四国銀行地域イノベーション部部長代理

〈理事会〉

- 令和7年4月1日(火)
第1号議案 理事長の選定について
第2号議案 理事長の報酬等の額について
- 令和7年5月27日(火) 午前9時25分～10時25分
場所：高知県立高知城歴史博物館1階 ホール
第1号議案 令和6年度事業報告及び収支決算について
第2号議案 令和7年度第1回評議員会の開催日時及び審議事項について
報告事項① 公益財団法人土佐山内記念財団の組織及び事務に関する規程の一部改正について
報告事項② 公益財団法人土佐山内記念財団特定費用準備資金について
報告事項③ 理事長の職務執行状況について
- 令和7年6月25日(水)
第1号議案 理事長の選定について
- 令和8年3月16日(月) 午前10時32分～11時30分
場所：高知県立高知城歴史博物館1階 ホール
第1号議案 令和8年度事業計画及び収支予算について
第2号議案 公益財団法人土佐山内記念財団定款の一部改正にかかる評議員会での審議事項について
第3号議案 公益財団法人土佐山内記念財団の組織及び事務に関する規程の一部改正について
第4号議案 公益財団法人土佐山内記念財団特定費用準備資金等取扱規程の名称変更と一部改正について

- 第5号議案 令和7年度第2回評議員会の開催日時及び審議事項について
- 報告事項① 令和7年度補正予算について
- 報告事項② 理事長の職務執行状況について

●評議員 8名 (令和8年3月31日現在)

広末 幸彦	高知県商店街振興組合連合会理事長
石川 充宏	高知大学名誉教授
釣井 龍秀	NPO法人豊永郷民俗資料保存会理事長
矢木 伸欣	宿毛市立宿毛歴史館長
下司真由美	愛仁園園長
井上 良介	テレビ高知相談役
濱川 智明	高知県教育次長
小椋 和之	高知県文化生活部副部長

〈評議員会〉

- 令和7年6月25日(水) 午前9時52分～10時45分
場所：高知県立高知城歴史博物館1階 ホール
第1号議案 令和6年度事業報告及び収支決算について
第2号議案 任期満了に伴う理事の選任について
報告事項① 公益財団法人土佐山内記念財団の組織及び事務に関する規程の一部改正について
報告事項② 公益財団法人土佐山内記念財団特定費用準備資金について
- 令和8年3月26日(木) 午前10時53分～11時40分
場所：高知県立高知城歴史博物館1階 ホール
第1号議案 令和8年度事業計画及び収支予算について
第2号議案 公益財団法人土佐山内記念財団定款の一部改正について
第3号議案 公益財団法人土佐山内記念財団の組織及び事務に関する規程の一部改正について
第4号議案 公益財団法人土佐山内記念財団特定費用準備資金等取扱規程の名称変更と一部改正について
第5号議案 辞任に伴う理事等の選任について
報告事項 令和7年度補正予算について

2 財団自主事業

(1) 土佐藩主山内家墓所管理事業

公益財団法人土佐山内記念財団は、平成28年3月1日に国史跡に指定された土佐藩主山内家墓所の管理団体となっている。山内家墓所は、経年劣化による墓標表面の剥落や墓域を区切る石垣の崩落等がみられ、文化財保護の観点から早急に保全に努める必要がある。

山内家墓所を確実に後世に継承するため、管理団体として、次の事業を行った。

歴史活き活き！ 史跡等総合活用 整備事業	・枝折れや倒木となる危険性のある支障木の伐採。 ・整備工事として墓域4・9地区の石垣解体及び一部積直し。 ・整備方法等について指導・助言を受けるために土佐藩主山内家墓所整備活用委員会を1回開催。
墓所の保存・活用 その他管理に 関する事業	・墓所内の温湿度環境調査を実施。 ・崩壊の恐れのある傾斜地と石垣の変位観測及び傾斜計の移設を実施。 ・枯損し倒れた樹木の撤去。 ・墓域10地区南斜面の寒竹類の伐採。
墓所の公開	・令和8年3月7日（土）、8日（日）に墓所特別公開を実施（30名参加）。

成物一式を委託者高知県歴史文化財課に納入した。

（対象資料）

- ・高知城歴史博物館所蔵資料
- ・県内博物館機関等所蔵資料
- ・県外博物館等所蔵資料情報
- ・刊本類
- ・その他

（2）山内基金

当財団では、山内家からの寄付金をもとに、平成28年度より「学術研究・文化学術振興助成金」（通称：山内基金）を設け、公募型助成制度を開始した。

この制度は、高知県の歴史や文化に関する学術研究あるいは高知県内の地域において文化・教育的活動等を行う個人もしくは団体を対象にしたもので、高知県における学術・芸術・文化活動の振興に寄与しようとするものである。

令和7年度採択

〔研究部門〕

採 択 者 本山町

研究内容 本山城趾調査活動（本山城石垣のオルソ画像作成）

〔地域部門〕

採 択 者 満州の歴史を語り継ぐ高知の会

活動内容 満州の歴史を語り継ぐ - 教育に関する証言・史料の記録・普及を目指して -

（3）地域の課題解決支援事業

今年度は実施せず。

（4）定福寺所蔵古文書資料調査事業

定福寺（大豊町・真言宗智山派）からの委託事業として、令和6年度から同寺所蔵の古文書調査を進めている。（「（高知県文化生活部歴史文化財課）ふるさとの文化遺産保存推進対策事業」）

令和7年度は、写真撮影と画像のファイル作成を完了し、カード採録に着手した。

（5）高知城関係史料調査事業

高知県からの委託業務として、高知県内外に所在する高知城の文化財的価値を高める関係資料の情報収集及び分析を実施した。令和7年度は、下記の対象資料に対し、収集情報をリスト化し、それぞれの資料群ごとに適宜解題を付した。また、一部の資料に対して翻刻を行い、作

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

○高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例
(平成27年7月17日条例第51号)

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例
(設置)

第1条 旧土佐藩主山内家に伝来した山内家資料を核として、近世から近代までに至る高知の歴史文化に関する資料等（以下「資料等」という。）を保存し、調査研究し、展示し、及び教育普及に活用することにより、県民文化の振興に寄与するとともに、県内の文化施設及び地域と連携して歴史及び文化による交流を支援することにより、地域振興及び観光振興に寄与するため、高知県立高知城歴史博物館（以下「博物館」という。）を高知市に設置する。

(指定管理者による管理等)

第2条 博物館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者に博物館の管理を行わせる場合においては、知事は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、博物館の適正な管理を確保するため公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、知事が適当であると認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

3 前項ただし書の規定に基づく指定管理者の候補者の選定に当たっては、知事は、第20条各号に掲げる書類の提出を求め、第21条第1項各号に掲げる選定の基準に照らして判断するものとする。

(休館日)

第3条 博物館の休館日は、12月27日から翌年の1月1日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めたとき又は指定管理者が必要があると認める場合であってあらかじめ知事の承認を得たときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第4条 博物館の開館時間は、月曜日から土曜日までは午前9時から午後6時まで、日曜日は午前8時から午後6時までとする。ただし、博物館のホール、実習室及び和室にあつては、午前9時から午後10時までとする。

2 知事が特に必要があると認めたとき又は指定管理者が必要があると認める場合であつてあらかじめ知事の承認を得たときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ知事の承認を得た範囲内で、指定管理者が必要があると認めたときは、事前に知事に届け出ることにより第1項に規定する開館時間を延長することができる。

(施設の利用の許可等)

第5条 博物館のホールその他の施設（その附属設備を含む。以下「利用施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この条並びに次条から第8条まで及び第10条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

(1) 利用の目的が博物館の設置の目的に反するとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第10条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

(4) 博物館の管理上支障があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、利用施設を利用させることが不相当であると認めるとき。

3 博物館の特別展示室その他の展示区画については、指定管理者が特に必要があると認める場合に限り利用を許可するものとする。

4 指定管理者は、第1項の許可に博物館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(写真等の撮影等の許可等)

第6条 博物館において業として写真若しくは映画を撮影しようとする者又は博物館（屋外に限る。）において博物館の設置の目的に関連する催物を行おうとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に博物館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(資料等の撮影等の許可等)

第7条 学術研究その他の目的のため博物館の資料等の撮影、複写、模写、模造等をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、博物館の資料等は、指定管理者が特に必要があると認める場合を除き、博物館以外の場所で利用することができない。

3 指定管理者は、第1項の許可に博物館の資料等の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用する者の責務)

第8条 博物館を利用する者は、博物館の秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに指定管理者及びその命を受けた者の指示に従わなければならない。

らない。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 第5条第1項、第6条第1項又は第7条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項、第6条第1項若しくは第7条第1項の許可を取り消し、利用等を停止させ、又は第5条第4項、第6条第2項若しくは第7条第3項の規定に基づく許可の条件を変更することができる。

- (1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は指定管理者若しくはその命を受けた者が指示した事項に違反したとき。
- (2) 利用者が第5条第4項、第6条第2項又は第7条第3項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が第5条第1項、第6条第1項若しくは第7条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって第5条第1項、第6条第1項若しくは第7条第1項の許可を受けたとき。
- (4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、博物館の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

(利用料金の納付)

第11条 博物館が展示する資料等を観覧する者(以下「観覧者」という。)又は利用者(営利以外の目的で第7条第1項の許可を受けた者を除く。次条及び第16条第1項において同じ。)は、第13条の規定により定められた博物館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)(1件の許可に係る利用料金の額が100円未満となる場合にあつては、100円とし、1件の許可に係る利用料金の額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。)を指定管理者に納付しなければならない。ただし、観覧者が、知事が別に定めるところにより交付する高知県長寿手帳を所持する65歳以上の県民その他規則で定める者である場合は、この限りでない。

(利用料金の収受)

第12条 指定管理者は、観覧者又は利用者が納付する利用料金を当該指定管理者の収入として収受するものとする。

(利用料金の承認)

第13条 利用料金の額は、別表第1に定める基準額、別

表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額並びに当該消費税の額に高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該別表第1に定める基準額、別表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額(当該額に10円未満の端数があるとき(計算単位当たりの基準額が100円未満である場合にあつては、当該額に1円未満の端数があるとき)は、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。)に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。ただし、企画展に係る1人1回当たり(20人以上の団体である場合を含む。)の利用料金の額については、その都度指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。

2 前項の利用料金の額を変更しようとするときは、指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得るものとする。(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めたときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第15条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料及び使用料)

第16条 博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合は、第11条本文の規定にかかわらず、観覧者は観覧料を、利用者は使用料(1件の許可に係る使用料の額が100円未満となる場合にあつては、100円とし、1件の許可に係る使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。)を県に納付しなければならない。

2 観覧料の額は、別表第1に定める基準額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該基準額に加えて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。)に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において規則で定めるものとする。ただし、企画展に係る1人1回当たり(20人以上の団体である場合を含む。)の観覧料の額については、知事がその都度定めるものとする。

3 使用料の額は、別表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額並びに当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該別表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるとき（計算単位当たりの基準額が100円未満である場合にあっては、当該額に1円未満の端数があるとき）は、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、規則で定めるものとし、別表第2の1の表備考4及び同表の2の表備考3並びに別表第3の1の表備考4の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする。

4 観覧料及び使用料の減免及び還付については、前2条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「観覧料及び使用料」と、第14条中「指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると」とあるのは「知事は、特に必要があると」と、前条中「指定管理者が既に収入として収受した」とあるのは「既に納付された」と、「指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると」とあるのは「知事が特別の理由がある」と読み替えるものとする。

（旅行者等の取扱いによる観覧）

第17条 第11条本文及び前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の取扱いによる観覧については、当該各号に掲げる者が、第13条の規定により定められた（第14条の規定に基づき減額したときを含む。）利用料金（団体の場合にあっては、その合計額）の9割に相当する金額を利用料金として指定管理者に納付し、又は前条第2項の規定により定められた（同条第4項において読み替えて準用する第14条の規定に基づき減額したときを含む。）観覧料（団体の場合にあっては、その合計額）の9割に相当する金額を観覧料として県に納付しなければならない。

（1） 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者

（2） 知事が別に定める者

（損害賠償義務）

第18条 博物館を利用する者又は指定管理者は、故意又は過失により博物館の資料等、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第19条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 第5条に規定する施設の利用の許可等、第6条に規定する写真等の撮影等の許可等、第7条に規定する資料等の撮影等の許可等、第10条に規定する許可の取消し等その他の施設の利用、写真等の撮影等又は資料等の撮影等の許可に関する業務
- （2） 第12条に規定する利用料金の収受、第14条に規定する利用料金の減免、第15条に規定する利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務
- （3） 博物館の資料等、施設、設備等の維持管理に関する業務
- （4） 博物館の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務
- （5） 前各号に掲げるもののほか、博物館の設置の目的を達成するために知事が必要があると認める業務

（指定管理者の指定の申請）

第20条 第2条第2項本文の規定により指定管理者の公募を行った場合において、同条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について知事に申請しなければならない。

- （1） 前条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書
- （2） 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして規則で定める書類

（指定管理者の指定等）

第21条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。

- （1） 前条第1号の事業計画書（以下この項において「事業計画書」という。）による博物館の管理が県民の平等利用を確保することができるものであること。
- （2） 事業計画書の内容が博物館の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- （3） 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。
- （4） 事業計画書による業務の実施により、博物館の設置の目的を達成することができるものであること。
- （5） 博物館の設置の目的を理解し、県との連携が十分に図られるものであること。

2 知事は、第2条第2項ただし書の規定に基づき又は前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

3 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞な

く、その旨を知事に届け出なければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第22条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第24条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 業務の実施状況並びに観覧者及び利用者の利用等の状況

(2) 利用料金の徴収の実績

(3) 業務に係る経費等の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による博物館の管理の実態を把握するために知事が必要があると認めるもの

(業務報告の聴取等)

第23条 知事は、博物館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第24条 知事は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、県は、賠償責任を負わない。

(指定等の告示)

第25条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示するものとする。

(1) 第21条第2項の規定による指定をしたとき。

(2) 第21条第3項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。

(3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(原状回復義務)

第26条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第24条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった博物館の施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第27条 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)の

規定を遵守し、個人情報情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日(平成28年規則第77号で、平成29年3月4日とする。)から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第2条、第18条、第19条(第3号及び第5号に係る部分に限る。)及び第20条から第27条までの規定は平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第2条第1項に規定する指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為、第5条から第7条までの規定による利用等の許可等並びに第13条の規定による利用料金の承認等は、この条例の施行の日においても、第20条及び第21条並びに第3条ただし書、第4条第2項及び第3項並びに第25条(第3号に係る部分を除く。)、第5条から第7条まで及び第10条並びに第13条、第14条及び第15条ただし書の規定の例により行うことができる。

(高知県収入証紙条例の一部改正)

3 高知県収入証紙条例(昭和39年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別表第1(第13条、第16条関係)

区分	基準額		
	1人1回につき	1人年額	
	常設展	常設展	企画展
18歳以上の者(高等学校の生徒その他これに準ずる者を除く。)	460円	1,820円	

備考 20人以上の団体である場合の常設展に係る1人1回当たりの基準額は、この表の規定にかかわらず、この表に規定する常設展に係る1人1回当たりの基準額に0.8を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。)とする。

別表第2(第13条、第16条関係)

1 ホール等に係る基準額

区分	基準額			
	基本利用料金			時間外利用料金 (1時間につき)
	午前	午後	夜間	
ホール	5,790円	9,650円	9,650円	1,930円
実習室	3,690円	6,150円	6,150円	1,230円
和室	4,350円	7,250円	7,250円	1,450円

備考

1 この表において、「午前」とは午前9時から正午ま

での間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「夜間」とは午後5時から午後10時までの間をいう。

- この表の「時間外利用料金」には、第3条に規定する休館日に利用施設を利用する場合の基準額を含むものとする。
- 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間が1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に持込み品等を保管するだけのために利用するその間の午後10時から翌日の午前9時までの時間は、含まないものとする。

2 特別展示室に係る基準額

区分	基準額	
	基本利用料金 (午前9時から午後6時まで)	時間外利用料金 (1時間につき)
特別展示室	30,840円	3,420円

備考

- この表の「時間外利用料金」には、第3条に規定する休館日又は日曜日の午前8時から午前9時までの間に利用施設を利用する場合の基準額を含むものとする。
- 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間が1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に展示品等を保管するだけのために利用するその間の午後6時から翌日の午前9時まで（翌日が日曜日の場合は、午前8時まで）の時間は、含まないものとする。

3 附属設備に係る基準額

規則で定める額

別表第3（第13条、第16条関係）

- 展示区画（特別展示室を除く。）に係る計算単位当たりの基準額

区分	計算単位	計算単位当たりの基準額	
		基本利用料金 (午前9時から午後6時まで)	時間外利用料金 (1時間につき)
展示区画（特別展示室を除く。）	許可面積 1平方メートル	140円	16円

備考

- この表の「時間外利用料金」には、第3条に規定する休館日又は日曜日の午前8時から午前9時までの間に利用施設を利用する場合の計算単位当たりの基準額を含むものとする。
- 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間が1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 許可面積が1平方メートル未満であるとき又は許可面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該許可面積又は当該端数を1平方メートルとして計算する。
- 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に展示品等を保管するだけのために利用するその間の午後6時から翌日の午前9時まで（翌日が日曜日の場合は、午前8時まで）の時間は、含まないものとする。

2 業として行う写真の撮影等に係る計算単位当たりの基準額

区分	計算単位	計算単位当たりの基準額
業として行う写真の撮影	撮影者1人	1日につき 860円
業として行う映画の撮影	撮影機1台	1時間につき 1,720円
博物館の設置の目的に関連する催物の開催	許可面積 1平方メートル	1日につき 20円
資料等の撮影、複写、模写、模造等（営利を目的とするものに限る。）	1点	4,910円

備考

- 写真の撮影若しくは催物の開催の期間が1日未満であるとき又は写真の撮影若しくは催物の開催の期間に1日未満の端数があるときは、当該期間又は当該端数を1日として計算する。
- 映画の撮影の時間が1時間未満であるとき又は映画の撮影の時間に1時間未満の端数があるときは、当該時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 許可面積が1平方メートル未満であるとき又は許可面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該許可面積又は当該端数を1平方メートルとして計算する。

資料2

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則 ※別記様式の掲載は省略する。

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

○高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則

(平成27年10月13日規則第70号)

改正 平成28年11月29日規則第78号

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成27年高知県条例第51号。以下「条例」という。）の規定に基づき、高知県立高知城歴史博物館（以下「博物館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成28年条例78号〕

(利用の許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の利用施設（同項に規定する利用施設をいう。以下同じ。）の利用の許可（以下「利用の許可」という。）を受けようとする者は、条例第2条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、利用の許可を受けようとする者は、知事に対して、別記第1号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。

3 前2項の規定による申請は、当該利用を開始する日の1年前から1月前までの間にこれをしなければならない。ただし、指定管理者（博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次条第1項、第4条第1項及び第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第2項、第7条第1項から第3項まで、第8条第1項、第9条第1項及び第3項、第10条第1項及び第4項ただし書、第11条ただし書、第20条ただし書、第21条ただし書並びに第22条において同じ。）が特に認めたときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用許可書の交付等)

第3条 指定管理者は、前条第1項又は第2項の規定による申請があった場合において、利用の許可をするときは指定管理者が定める利用許可書を当該申請をした者に交付し、利用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用許可書は、別記第2号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用の取消しの届出等)

第4条 利用の許可を受けた者は、当該利用施設の利用

を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第5条第1項の利用の許可を受けた事項の変更の許可（以下「利用の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用等変更許可申請書を提出しなければならない。

3 知事に対して提出する前項の利用等変更許可申請書は、別記第3号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用等変更許可書の交付等)

第5条 指定管理者は、前条第2項の規定による申請があった場合において、利用の変更の許可をするときは指定管理者が定める利用等変更許可書を当該申請をした者に交付し、利用の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用等変更許可書は、別記第4号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(写真等の撮影等の許可の申請等)

第6条 条例第6条の写真等の撮影等の許可（以下「写真等の撮影等の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める写真等撮影等許可申請書をあらかじめ提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、写真等の撮影等の許可をするときは指定管理者が定める写真等撮影等許可書を当該申請をした者に交付し、写真等の撮影等の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

3 知事に対して提出する第1項の写真等撮影等許可申請書は別記第5号様式に、知事が交付する前項の写真等撮影等許可書は別記第6号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(写真等の撮影等の取りやめの届出等)

第7条 写真等の撮影等の許可を受けた者は、当該撮影等を取りやめるときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第6条の写真等の撮影等の許可を受けた事項の変更の許可（次項において「写真等の撮影等の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用等変更許可申請書を提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、写真等の撮影等の変更の許可をするときは指定管理者が定める利用等変更許可書を当該申請をした者に交付し、写真等の撮影等の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

4 知事に対して提出する第2項の利用等変更許可申請書は別記第3号様式に、知事が交付する前項の利用等変更許可書は別記第4号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(資料等の撮影等の許可の申請)

第8条 条例第7条第1項の博物館の資料等の撮影、複写、模写、模造等の許可（以下「資料等の撮影等の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める資料等撮影等許可申請書をあらかじめ提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

2 知事に対して提出する前項の資料等撮影等許可申請書は、別記第7号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(資料等撮影等許可書の交付等)

第9条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請があった場合において、資料等の撮影等の許可をするときは指定管理者が定める資料等撮影等許可書を当該申請をした者に交付し、資料等の撮影等の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の資料等撮影等許可書は、別記第8号様式によるものとする。

3 資料等の撮影等の許可を受けた者は、当該資料等の撮影、複写、模写、模造等を取りやめるときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用料金等の納付の時期等)

第10条 博物館が展示する資料等を観覧する者（以下「観覧者」という。）又は利用の許可を受けた者は、条例第11条の規定による利用料金又は条例第16条第1項の規定による観覧料若しくは使用料を、観覧の際は指定管理者が定める観覧券と引換えに、又は第3条第1項の利用許可書若しくは第5条第1項の利用変更許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第17条各号に掲げる者の取扱いによる観覧については、観覧の後に、利用料金として指定管理者に納付し、又は観覧料として県に納付することができる。

3 知事が交付する第1項の観覧券の様式は、観覧者が個人である場合にあっては別記第9号様式又は別記第10号様式に、20人以上の団体である場合にあっては別記第11号様式によるものとする。ただし、年額の場合にあっては別記第12号様式に、条例第17条各号に掲げる者が取り扱う場合にあっては別記第13号様式によるものとする。

4 観覧券の交付は、午後5時30分までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

第11条 写真等の撮影等の許可を受けた者又は資料等の撮影等の許可を受けた者（営利を目的とする資料等の撮影等に係るものに限る。）は、条例第11条の規定による利用料金又は条例第16条第1項の規定による使用

料を第6条第2項の写真等撮影等許可書若しくは第7条第3項の利用等変更許可書又は第9条第1項の資料等撮影等許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用料金等の納付を要しない観覧者)

第12条 条例第11条ただし書の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者手帳を所持する者
- (2) 療育手帳を所持する者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- (4) 戦傷病者手帳を所持する者
- (5) 被爆者健康手帳を所持する者
- (6) 高知市長が交付する高知市長寿手帳を所持する65歳以上の者
- (7) 第1号から第5号までに掲げる者（以下この号において「身体障害者等」という。）を直接介護し、又は介助するために必要な者（身体障害者等1人につき1人とし、当該身体障害者等と同時に博物館に入館する場合に限る。）

追加〔平成28年条例78号〕

(利用料金の承認の申請)

第13条 指定管理者は、条例第13条第1項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、知事に対して、別記第14号様式による利用料金承認申請書を提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第13条第2項の規定により知事の承認を得た利用料金の額を変更しようとするときは、知事に対して、別記第15号様式による利用料金変更承認申請書を提出しなければならない。

追加〔平成28年条例78号〕

(附属設備に係る基準額)

第14条 消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例別表第2の3の規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(観覧料及び使用料の額)

第15条 条例第16条第2項及び第3項の規則で定める観覧料及び使用料の額は、知事が別に定める。

追加〔平成28年条例78号〕

(観覧料及び使用料の減免の申請等)

第16条 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第14条の規定に基づき観覧料を減額し、又は免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、減額する場合の当該額は、知事が別に定める。

- (1) 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒の引率者が、教育課程に基づく教科学習の一環として観覧するとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めたとき。
- 2 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第14条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、減額する場合の当該額は、知事が別に定める。
- (1) 国、地方公共団体又はその他の公共的団体が、県若しくは教育委員会と共催し、又は県若しくは教育委員会の後援を受けて展覧会等を開催する場合で、知事が必要があると認めたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めたとき。
- 3 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第14条の規定に基づき観覧料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第16号様式による観覧料減額（免除）承認申請書をあらかじめ提出しなければならない。
- 4 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第14条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第17号様式による使用料減額（免除）承認申請書を第2条第2項の利用許可申請書、第6条第1項の写真等撮影等許可申請書若しくは第8条第1項の資料等撮影等許可申請書又は第4条第2項若しくは第7条第2項の利用等変更許可申請書とともに提出しなければならない。
- 5 知事は、前2項の規定による申請があった場合において、観覧料又は使用料の減額又は免除を承認するときは別記第18号様式による観覧料減額（免除）承認通知書又は別記第19号様式による使用料減額（免除）承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。
- 追加〔平成28年条例78号〕
（観覧料及び使用料の還付の請求等）
- 第17条** 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第15条ただし書の規定に基づき観覧料又は使用料を還付する特別の理由があると認めるときは次の各号のいずれかに該当するときとし、当該還付する観覧料又は使用料の額は当該各号に定める額とする。
- (1) 災害その他の不可抗力により博物館が展示する資料等の観覧若しくは利用施設の利用ができなくなった場合又は県若しくは指定管理者の都合により利用の許可、写真等の撮影等の許可若しくは資料等の撮影等の許可を取り消した場合 既納又は過納となる観覧料又は使用料の額に相当する額
- (2) 利用施設の利用の取消しの届出又は利用の変更

- の許可の申請が当該利用を開始する日の2月前までにあった場合 既納又は過納となる使用料（附属設備の使用料を除く。）の額の2分の1に相当する額及び既納又は過納となる附属設備の使用料の額に相当する額
- (3) 利用施設の利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の2月前に当たる日の翌日から当該利用を開始する日の前日までの間にあった場合 既納又は過納となる附属設備の使用料の額に相当する額
- (4) 使用料を納付した後当該利用等を開始する日の前日までに使用料の減額又は免除を承認した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額
- 2 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第15条ただし書の規定に基づき観覧料の還付を受けようとする者は、観覧券を提示した上で、知事に対して、別記第20号様式による観覧料還付請求書を提出しなければならない。
- 3 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第15条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、知事に対して、別記第21号様式による使用料還付請求書を提出しなければならない。
- 4 知事は、前2項の規定による請求があった場合において、観覧料の還付を決定したときは観覧券と引換えに観覧料を還付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知し、使用料の還付を決定したときは別記第22号様式による使用料還付決定通知書を当該請求をした者に交付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

（入館の制限）

第18条 知事又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めた者に対して、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退去を命ずることができる。

- (1) 博物館の資料等、施設、設備等を汚損し、又は損壊するおそれのある者
- (2) 他の博物館を利用する者（以下「利用者」という。）に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、博物館の関係職員の指示に従わない者

追加〔平成28年条例78号〕

（管理上の立入り）

第19条 利用者は、博物館の関係職員が博物館の施設、設備等の管理その他職務上の必要があって当該利用に係る利用施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

追加〔平成28年条例78号〕

（設備の制限）

第20条 利用者は、博物館の施設に特別の設備をし、又

は設備に変更を加えてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕
(原状回復義務)

第21条 利用者は、利用施設の利用が終わったとき又は条例第10条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに当該利用に係る施設、設備等を原状に回復し、博物館の関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕
(汚損等の届出)

第22条 利用者は、博物館の資料等、施設、設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

追加〔平成28年条例78号〕
(寄贈又は寄託)

第23条 博物館に資料等を寄贈し、又は寄託しようとする者は、知事に対して、別記第23号様式による資料等寄贈(寄託)申込書を提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による申込みを承諾したときは、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

3 知事は、資料等の引渡しを受けたときは、別記第24号様式による資料等受領書を第1項の規定による申込みをした者に交付するものとする。

追加〔平成28年条例78号〕
(指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

第24条 条例第20条の規則で定める申請書は、別記第25号様式によるものとする。

一部改正〔平成28年条例78号〕

2 条例第20条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第19条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

3 条例第21条第3項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

一部改正〔平成28年条例78号〕
(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て定める。

追加〔平成28年条例78号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う指定管理者の指定の申請に必要な書類)

2 条例附則第2項の規定に基づき条例の施行の日前において行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、第2条第1項及び第2項の規定の例による。

附 則 (平成28年11月29日規則第78号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年3月4日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う申請等に必要な書類)

2 条例附則第2項の規定に基づき条例の施行の日前において行う利用等の許可等及び利用料金の承認等の申請に必要な書類については、この規則による改正後の高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則第2条第1項、第3条第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第2項、第7条第2項及び第3項、第8条第1項並びに第9条第1項並びに第13条の規定の例による。

別表 (第14条関係)

附属設備名	単位	基準額			
		基本利用料金			時間外 利用料金 (1時間 につき)
		午前	午後	夜間	
天井プロジェクター	1式	1,320円	2,200円	2,200円	440円
プロジェクター	1式	390円	650円	650円	130円
電動昇降スクリーン	1張	270円	450円	450円	90円
ダイナミックマイク	1本	60円	100円	100円	20円
ワイヤレスマイク	1本	120円	200円	200円	40円
演台	1台	210円	350円	350円	70円
花台	1台	150円	250円	250円	50円
PAセット (アンプ1台、 スピーカー2台、 ダイナミック マイク1本、 ワイヤレス マイク2本)	1式	960円	1,600円	1,600円	320円

備考

1 この表において、「午前」とは午前9時から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「夜間」とは午後5時から午後10時までの間をいう。

2 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間が1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

3 この表に定めのない附属設備に係る基準額は、その都度知事が定める。

4 消耗器材費及び附属設備の利用に係る特別の労力を要する費用は、この表の基準額には含まないものとする。

追加〔平成28年条例78号〕
別記第1号様式（第2条関係）
高知県立高知城歴史博物館利用施設利用許可申請書
〔別紙参照〕
追加〔平成28年条例78号〕
第2号様式（第3条関係）
高知県立高知城歴史博物館利用施設利用許可書
〔別紙参照〕
追加〔平成28年条例78号〕
第3号様式（第4条、第7条関係）
高知県立高知城歴史博物館利用等変更許可申請書
〔別紙参照〕
追加〔平成28年条例78号〕
第4号様式（第5条、第7条関係）
高知県立高知城歴史博物館利用等変更許可書
〔別紙参照〕
追加〔平成28年条例78号〕
第5号様式（第6条関係）
高知県立高知城歴史博物館写真等撮影等許可申請書
〔別紙参照〕
追加〔平成28年条例78号〕
第6号様式（第6条関係）
高知県立高知城歴史博物館写真等撮影等許可書
〔別紙参照〕
追加〔平成28年条例78号〕
第7号様式（第8条関係）
高知県立高知城歴史博物館資料等撮影等許可申請書
〔別紙参照〕
追加〔平成28年条例78号〕
第8号様式（第9条関係）
高知県立高知城歴史博物館資料等撮影等許可書
〔別紙参照〕
追加〔平成28年条例78号〕
第9号様式（第10条関係）
高知県立高知城歴史博物館観覧券
〔別紙参照〕
追加〔平成28年条例78号〕
第10号様式（第10条関係）
高知県立高知城歴史博物館観覧券
〔別紙参照〕
追加〔平成28年条例78号〕
第11号様式（第10条関係）
高知県立高知城歴史博物館観覧券
〔別紙参照〕
追加〔平成28年条例78号〕
第12号様式（第10条関係）

高知県立高知城歴史博物館年間観覧券
〔別紙参照〕
追加〔平成28年条例78号〕
第13号様式（第10条関係）
高知県立高知城歴史博物館観覧券
〔別紙参照〕
追加〔平成28年条例78号〕
第14号様式（第13条関係）
高知県立高知城歴史博物館利用料金承認申請書
〔別紙参照〕
追加〔平成28年条例78号〕
第15号様式（第13条関係）
高知県立高知城歴史博物館利用料金変更承認申請書
〔別紙参照〕
追加〔平成28年条例78号〕
第16号様式（第16条関係）
高知県立高知城歴史博物館観覧料減額（免除）承認申請書
〔別紙参照〕
追加〔平成28年条例78号〕
第17号様式（第16条関係）
高知県立高知城歴史博物館使用料減額（免除）承認申請書
〔別紙参照〕
追加〔平成28年条例78号〕
第18号様式（第16条関係）
高知県立高知城歴史博物館観覧料減額（免除）承認通知書
〔別紙参照〕
追加〔平成28年条例78号〕
第19号様式（第16条関係）
高知県立高知城歴史博物館使用料減額（免除）承認通知書
〔別紙参照〕
追加〔平成28年条例78号〕
第20号様式（第17条関係）
高知県立高知城歴史博物館観覧料還付請求書
〔別紙参照〕
追加〔平成28年条例78号〕
第21号様式（第17条関係）
高知県立高知城歴史博物館使用料還付請求書
〔別紙参照〕
追加〔平成28年条例78号〕
第22号様式（第17条関係）
高知県立高知城歴史博物館使用料還付決定通知書
〔別紙参照〕
追加〔平成28年条例78号〕
第23号様式（第23条関係）
資料等寄贈（寄託）申込書
〔別紙参照〕
追加〔平成28年条例78号〕
第24号様式（第23条関係）
資料等受領書
〔別紙参照〕

追加〔平成28年条例78号〕
第25号様式（第24条関係）
指定管理者指定申請書
〔別紙参照〕
一部改正〔平成28年条例78号〕

高知県立高知城歴史博物館 年報
第10号
令和7年度

発行日	令和8(2026)年8月4日
編集・発行	公益財団法人土佐山内記念財団 〒780-0842 高知市追手筋2丁目7番5号 TEL 088-871-1600 FAX 088-871-1619 https://www.kochi-johaku.jp/
印刷	共和印刷株式会社

